

第五十一回 参議院大蔵委員会會議録第二号

昭和四十年十二月二十九日(水曜日)

午前十時十八分開会

委員の異動

十二月二十八日

辞任 植木 光教君

補欠選任 小山邦太郎君

十二月二十九日

辞任 小山邦太郎君

補欠選任 植木 光教君

出席者は左のとおり。

委員長 西田 信一君

理事 青柳 秀夫君

植木 光教君

日高 広為君

成瀬 曜治君

中尾 辰義君

委員 青木 一男君

伊藤 五郎君

大竹平八郎君

大谷 賀雄君

栗原 祐幸君

木暮武太夫君

西川甚五郎君

林屋亀次郎君

藤田 正明君

木村禮八郎君

柴谷 要君

田中 寿美君

戸田 菊雄君

瓜生 清君

衆議院議員

修正案提出者 山中 貞則君

國務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君

政府委員

大蔵政務次官 竹中 恒夫君

大蔵大臣官房財務調査官 吉国 二郎君

大蔵省主計局次長 岩尾 一君

大蔵省主税局長 塩崎 潤君

大蔵省理財局長 中尾 博之君

大蔵省証券局長 松井 直行君

大蔵省銀行局長 佐竹 浩君

農林省農林経済局長 森本 修君

通商産業省鉱山局長 大慈彌嘉久君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○石油ガス税法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(西田信一君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨十二月二十八日、植木光教君が委員を辞任され、その補欠として小山邦太郎君が委員に選任せ

られました。また、本日、小山邦太郎君が委員を辞任され、その補欠として植木光教君が委員に選任せられました。

○委員長(西田信一君) まず、理事の辞任の件についておはかりいたします。

西川甚五郎君から、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、ただいまの理事の辞任を含めまして、本委員会に現在理事が二名欠員となっておりますので、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、理事に青柳秀夫君及び植木光教君を指名いたします。

○委員長(西田信一君) 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。福田大蔵大臣。

○國務大臣(福田赳夫君) ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

昭和四十年度におきましては、低温、台風等により水陸稲の被害が異常に発生し、これに伴い農

業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加したこと等のため、同勘定の支払財源に約十六億三千百万円の不足が生ずる見込みでありますので、一般会計からこの金額を限り、同勘定に繰り入れることができることとしてしようとするものであります。

なお、この繰り入れ金につきましては、将来この会計の農業勘定におきまして、決算上の剰余が生じた場合には、再保険金支払い基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(西田信一君) 引き続き、補足説明を聴取いたします。岩尾主計局次長。

○政府委員(岩尾一君) 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案の提案の理由及び概要を補足して御説明申し上げます。

昭和四十年度におきましては、北日本の冷害、東北、北陸、中国及び九州の集中豪雨、台風第二十三、第二十四号等により、農作物災害が多発いたしました。この結果、この会計の農業勘定における再保険金支払い見込み額は、水稲におきましては、当初予算額六十一億六千万円(当初の元受け見込み被害率五・一九五%)に對しまして、八十六億七千三百万円(被害率五・六%)、陸稲におきましては、当初予算額二億三千九百万円(当初の元受け見込み被害率一四・五五二%)に對して三億五千五百万円(被害率一七・五%)、麦におきましては、当初予算額六億五千万円(当初の元受け見込み被害率七・三三六%)に對して十億九千六百万円(被害率九・九%)、蚕繭におきましては、当初予算額三億七千五百万円(当初の元受け見込み

被害率春蚕繭七・二％、夏秋蚕繭九・〇％）に対し二億円（被害率春蚕繭二・七％、夏秋蚕繭四・三％）、合計におきまして、当初予算額七十四億二千四百万円に対し、支払い見込み額百三億二千四百万円となり、差し引き二十九億円の不足を生ずる見込みであります。

また、連合会等交付金につきまして、この交付金は、共済掛金に国庫負担割合（農作物につきましては単位共済組合の基準共済掛金率を一定の級に区分し、その区分に応じ二分の一を最低とする超過累進割合）によっており、水稲の場合全国平均は四十年年度予算において六一・五％を乗じて算出した共済掛金国庫負担金のうち、保険料及び共済掛金に充ててため連合会及び組合等に交付するものであります。今回は水稲の場合、当初見込みの引き受け量が七百三十八万トンに対し、実績では七百八十二万トン（伸び率五・九％）、当初見込みの単位共済金額が三十九円二十銭に対し、実績では四十七円七銭（伸び率二一・七％）となる見込みであるので、これに伴い連合会等交付金は、予算計上額四十二億七千九百九十九万円に対し、支払い見込み額五十四億三千六百九十九万円となり、差し引き十一億五千七百九十九万円の不足を生ずる見込みであります。

したがって、右兩者を合わせて四十億五千七百九十九万円の不足を生ずる見込みとなります。

この会計には、異常災害に備え、再保険金支払い基金勘定を設けており、当初予算においてこの勘定から農業勘定に資金を繰り入れることとし、予備費として使用するようになっておりますが、この予備費を使用いたしましたが、なお三十億五百万円が不足する見込みであります。

ところが、財源といたしましては、四十年年度の再保険金の歳出に含まれる四十年産麦（三十九年度再保険料収納のもの）についての未経過再保険料分十億四千七百九十九万円及び四十年年度の予備費に含まれる再保険金支払い基金勘定からの受け入れ金十億二千五百万円については、すでに三十九年度において再保険金支払い財源に充てられたため、

本年度への繰り越し資金が二十億七千二百萬円の減少となる見込みであります。

その結果、農業勘定における本年度の財源不足額は、兩者合わせて五十億七千七百九十九万円に上りますが、これに対し、すでに今国会において成立をいたしました昭和四十年年度予算補正におきまして、三十九年度共済掛金国庫負担分の精算額として三十四億四千六百九十九万円の繰り入れが見込まれておりますので、差し引き十六億三千三百九十九万円の不足する見込みであります。このため、農業共済再保険特別会計の農業勘定に対し一般会計から繰り入れを行なうことができることとする法律を制定する必要があるのであります。

なお、この繰り入れ金は、保険計算の長期均衡性にかんがみ、後日被害率が低い年があつて同会計の農業勘定に剰余が生じた場合において一般会計へ繰り戻すこととしておりますが、その場合は、農業共済再保険特別会計法第六條第二項の規定により、同勘定から再保険金支払い基金勘定に繰り入れるべき金額をまず控除してなお剰余がある場合に限り、これを一般会計に繰り戻すこととしたしております次第であります。

以上、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案の提案の理由及び概要を補足して御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長（西田信一君） 本法律案に対し質疑のある方は、順次御発言願います。

○成瀬權治君 この問題につきましては、ただ一つだけお尋ねをしますから、大蔵当局のほうから明確な御答弁が願いたいと思ひます。

御案内のとおり、災害等がございまして、黒字の累もございまして、赤字の累が多い。そして基金の状況を見ますと、四十二億ある。それは出資金とそれからいままでの利息等の積み立て金十二億、寄せて四十二億ある。しかし、その金では足りませんから、六億農林中金から借り入れをしておるといふのが実情だと思ひます。

そこで、三十九年度のときは、なるほど、御指摘のとおり、これは衆議院で岩尾次長が答弁された速記録の要点でもございすけれども、なるほど四十八億に対して一銭五厘の利息を取っておりますから、その利息が大体二億七千万円ほど入つておつた。しかし、三十九年度はそうであつたけれども、四十年年度の四月一日から二十四億六千七百九十九万円というものをたな上げしたために、これの利子一銭五厘というものが全然入つてこなくなつた。しかも、農林中金から六億借りておりますが、このお金は四月一日から九月三十日まででは二銭三厘、それから十月一日からは二銭二厘に下がつておりますけれども、大体その利息が大ざっぱに申しまして六千万、そうしますと、この農業共済基金の健全化をずっとやつてまいりますと、大ざっぱに申しまして大体六千万の収入はあるわけです。益金があるといふまいしょうか、あるわけなんです。しかし、これは経常費に使われるわけなんです。そこで、四十一年度をどういうふうに見るかというのが非常に問題になってくるわけなんです。

そうなつてまいりますと、やっぱり四十一年度は農林中金からの逆ざやで借りておるお金はどうしても解消をしなければ、健全化というわけにはまいらぬじゃないか。農林省なりあるいは農業共済団体が、この農中から借りておるところの六億を、三億ぐらゐづつ出しかつて、そして六億にして、逆ざやの解消をしたい。健全化というものをしたいといふふうな考へておるときに、大蔵省はこれは反対なんだ。これはできない。農業共済基金の健全化のためには、農林中金の六億の借り入れ金の解消をしたほうがいい、こういうふうな農林省なりあるいは農業共済団体が考へておるのに協力して、あるいはそれをバックアップしていくという姿勢をおとりにならうとしておるかどうか、四十一年度予算のこれに関連して、明確な御答弁がひとつ伺いたい。

○政府委員（岩尾一君） 農業共済基金の来年度の資金に対する御質問でございますが、私、衆議院でも御説明をいたしましたけれども、来年の話で

ございまして、現在農林省のほうからも御要求がございまして、現在検討しておる段階でございます。その検討の段階における状態を御説明申し上げたわけでございまして、

いま先生からお話しいただきましたけれども、共済基金の大体四十一年度に予想されますバランスシートを申し上げますと、貸し付け金がいま先生お話しになりましたように、無利息のものが二十五億ぐらゐございまして、それから、利息のつくものが二十二億ございまして、そこで、同基金の収支といたしましては、いま申しました二十二億の分の利子が入つてまいります。これが大体一億二千万ぐらゐになるかと思ひます。あと経費その他を見まして、大体とんとんになるのではないかとこの私のお考えの方でございます。これはなお予算折衝の際に農林省のほうともよくお話をし、そして将来の方針をきめたいと思つておりますが、大体そういう状況でございますので、さような意味での御説明を衆議院ではいたしたわけでございまして、

○成瀬權治君 あなたの申しさる一億二千万の利息の収入なんというところは、私も納得いたしません。しかし、農中から借りておるのは二銭二厘に下がつたといへ、一銭五厘で貸し出したのですから、七厘の差がある。それを大ざっぱに計算いたしますと、昭和四十年年度では約六千万、四十一年度からは五千万ぐらゐになると思ひます。そうしますと、一億二千万から五千万引くと七千万ということなんです。七千万で全体の経費をまかなふといふことは、赤字になるんじゃないか。これが黒字になる、収支とんとんとあなたは考へておみえになるのか。災害等があれば、当然赤字になるんじゃないですか。あなた、やらぬというのか、検討中というのか、どっちなんだ。

○政府委員（岩尾一君） まだ予算ができておりませんので、やらぬといふふうには現在申し上げるわけにはまいりません。依然としてやはり検討中でございますが、いま先生のお話ございましたが、現在基金には約四億円の損失でん補準備金

存在いたしております。かりに融資所要額が増大したとして、農中よりおっしゃいましたような逆さやの分が参りまして、全体の収支をどういうふうにして見るか、ある程度の逆さやが生ずれば全部その分は手当てしなければならぬか、その手当てのしかたをどうするか、いろいろの問題がございますので、現在なお検討中ということでございます。

○委員長(西田信一君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西田信一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西田信一君) 次に、石油ガス税法案を議題といたします。まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。福田大蔵大臣。

○国務大臣(福田大蔵大臣) ただいま議題となりました石油ガス税法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における自動車用の燃料用石油ガスの消費の状況に顧み、揮発油に対する課税との権衡等を考慮して、新たに石油ガス税を設けることとするため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。

この法律案は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスについて、石油ガスの充てん場からの移出または保税地域からの引き取りを課税原因として、その充てん者または引き取り者に対し、石油ガス一キログラムにつき十七円五十銭、一リットルに換算いたしますとほぼ十円の税率で石油ガス税を課することとしたてております。

石油ガス税の申告及び納付、免税制度等の所要の規定につきましては、他の間接国税の例にならうて定めることとしております。

なお、石油ガス税の収入額の二分の一は、道路整備緊急措置法の規定により、国の道路整備財源に充当し、他の二分の一は、地方の道路整備財源として、石油ガス課税法の規定により、地方に譲与することとしております。

以上が石油ガス税法案の提案理由及び概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(西田信一君) 引き続き、補足説明を聴取いたします。塩崎主税局長。

○政府委員(塩崎潤君) 補足説明を申し上げます。

まず第一に、本法案の創設の理由の補足でございます。ガソリンとの関係におきまして石油ガスに對して課税をしようというものでございまして、この理由は、先ほどの提案理由の説明にございましたように、最近の營業乗用車を中心としたしまして、その燃料を揮発油から石油ガスに転換

するものが非常に増加しているのでございます。たとえ營業乗用車についてこれを見てみますと、昭和三十八年九月に石油ガス車は一万六千台でございましたが、四十年の九月にはこれが六万二千台と、四倍ばかりに増加いたしております。一方、揮発油を使うところの乗用車は、三十八年の九月に九万台でございましたが、四十年の九月には七万九千台、逆に一割以上も減少しているの

でございます。こゝういった傾向を反映いたしまして、現在の道路整備の財源となつておりますところのガソリン税の収入は伸び悩みの状況でございます。これを数字について申し上げますと、昭和三十五年には、前年に対して二割も自然増収がありました。揮発油税は、四十年には一割しか増加をしないという傾向をたどつているのでござ

います。このようなことが道路整備の財源のため高率の課税をいたしておりますガソリン税との関係から、石油ガスに對してはどうかしてはどうかと課税せざるを得ない、こゝういふ理由でございます。

以上が石油ガスの課税の趣旨でございます。

第二は、これから法案につきまして簡単に概要を御説明申し上げたいと思つております。

第三は、課税物件の規定となっております。課税物件は自動車用の石油ガス容器に充てんされて

いる石油ガス、これに對して課税することになっております。石油ガスは種々の用途がございまして、自動車用だけに課税する趣旨でございます。

第四は、納税義務者の規定でございます。製造課税にするか、あるいはスタンダード課税にするか、非常に争ひのあつたところでございまして、

しかし、御存じのように、石油ガスのうち自動車に使われるものは約二割でございまして、製造から蔵出しされる場合には、これが自動車に使われるかどうか判明しないものが多いわけでございます。

そこで、やむなくいわゆるLPSスタンダード、こゝういふ販売業者を納税義務者にする、こゝういふたてをえをとつていふのでございまして。いわば軽油引取税の引取税に似たような制度でございます。こゝの次は、第九條の課税標準でございます。

これも何を課税標準にするか、なかなか税額計算上大事な規定でございますが、重量を課税標準としたしております。容量にいたすと重量にするか、これもまた争ひのあつたところでございまして、本法案は公平の見地から重量課税標準といたしております。しかし、取引は、容量によつて取引をするものもございまして、このときには換算方法を規定することとしたてております。

その次は、第十條の税率でございます。現在揮発油税と地方道路税との合計額は二十八円七十銭でございます。これとの競争関係にありますところの石油ガスに對する消費税をどういふふうにするか、なかなかむづかしい問題でございますが、効率あるいは新規課税等を考慮いたしまして、一リッター十円を目録にいたしました。これを先ほど申しました重量に換算いたしました。一キログラム十七円五十銭としていふのがこの法案でございます。なお、衆議院におきましてこの点は修正されております。

その次は、第十六條から第十九條に規定してありますところの申告、納付の規定でございます。申告、納付の手續は、大體間接税の例にならうて規定してございまして、間接税の例と申しますと、販売課税につきましては、販売した翌月末までに申告、納付でございます。さらにまた、保税地域から引き取るものは、そのつど納税でございますが、販売と同じような性格を持つこの石油ガスの課税につきましては、移出ということばに置きかえておりますが、販売に近いものでござい

ますから、翌月末までの申告、納付でございます。

二十條には、その取引の実態にかんがみまして、徴収猶予の規定を設けております。申告の提出期限までに申告書を出し、石油ガス税に相当するところの担保を提供した場合に、一カ月の徴収猶予をすることができ、納付期限を延長することができるといふ規定がございまして、これもまた他の間接税にもある制度でございます。これにならうてございまして修正されたところがござ

います。

以下他の規定は大体間接税にならないうしてつ
くってございす。保全担保、開業の申告、記
帳義務、職員の検査権限等は、いづれもいま申し
ました間接税と同じような制度が取り入れられて
おるのでございす。

なお、附則の第一項に施行期日が四十一年一月
一日と規定されてございす。この点は衆議院で
修正されておりました。

なお、たゞいま提案理由の説明にありましたが
うに、この石油ガス税は揮発油税等と同一の趣旨
のもとに課税されるものでございすから、その
収入額に相当する金額はすべて道路整備財源に充
当することになってございす。なお、収入額の
半分は地方に譲与することになっておるのでござ
いす。

以上、簡単でございす。石油ガス税法の補
足説明でございす。

○委員長(西田信一君) この際、本案に対する衆
議院における修正点について、修正案提出者衆議
院議員山中貞則君より説明を聴取いたします。山
中衆議院議員。

○衆議院議員(山中貞則君) たゞいま委員長の御
指名がございましたとおり、衆議院におきまして
修正案が提出をされ、可決されておりますので、
その内容について概略の御説明を申し上げます。

詳しい修正案そのものにつきましては、お手元
に配付してございす。手続規定等複雑な表現
になりますので、さらに一枚紙の要綱という紙を
ごらんいただきたいと存じます。

これは経過を申し上げますと、自民、社会、民
社、三党の共同修正にかかるとございす。いまし
て、委員会においては満場一致、並びに本会議に
おいても通過をいたしましたものでございす。そこ
で、その要綱について一応朗読をいたします。

石油ガス税法に対する修正案要綱
一、税率の暫定的軽減
石油ガス税の税率(本則では、一キログラム
につき十七円五十銭)を、石油ガス税法の施行

日(昭和四十一年二月一日)から昭和四十一年十
二月三十一日まで、一キログラムにつき五円
に、昭和四十一年一月一日から同年十二月三十
一日までは、一キログラムにつき十円に軽減す
る。

二、施行期日の延期

石油ガス税法の施行期日(政府原案では、昭
和四十一年一月一日)を昭和四十一年二月一日
に延期する。また、これとの見合いにおいて、
自動車用の石油ガス容器である旨の表示義務の
規定の施行期日(政府原案では、昭和四十一年
二月一日)を昭和四十一年三月一日に延期する。
三、移出に係る課税石油ガスについての石油ガ
ス税の納期限の延期

移出に係る課税石油ガスについての申告納税
の石油ガス税の期限内申告による納付の期限
(政府原案では、申告書の提出期限)を申告書の
提出期限から一月以内に延期する。また、移出
に係る課税石油ガスについての賦課課税の石油
ガス税の納期限(政府原案では、移出をした日
の属する月の翌月末日)を移出をした日の属す
る月の翌月末日に延期する。

四、課税石油ガスの販売代金の領収不能の場合 の税額の控除等

課税石油ガスの販売代金の領収不能の正当性
について所轄税務署長の承認を受けたときは、
翌月以後の申告税額から領収不能分に対する税
額を控除する。また、この場合、領収不能とし
て税額の控除を受けた課税石油ガスの販売代金
を領収したときは、その領収分に対する税額を
申告納税しなければならぬこととする。

五、関係規定の整理

以上の修正に伴い、関係規定について、所要
の整理を行なう。
以上であります。参議院におきましては、衆
議院に議席の現在ございせん公明党、並びに大
蔵委員会に議席のございせん共産党並びにその他
の諸派の各位がおられなかつた立場にございす
ので、自民、社会、民社三党の共同提案による満

場一致で可決されたものではあります。一応そ
の趣旨について概略の補足を加えたいのでござ
いす。

この法案は、提案理由の説明並びにその補足説
明でも明快になっております。特定、特定の業
者に対して特定の目的をもって新たに税を課して
重圧を加えようという趣旨は毛頭存在しない。現
在の道路特定財源のガソリン税のあるべき案の上
において、一方において同じ能力を有するエネル
ギーであるLPガスに課税がされないことの結果
起こつてまいります現象が、飛躍的にLPガス
の非課税のカロリーのほうへ自動車のエネルギー
源が移りつゝあるこの現象を、私どももいたしま
しては、課税の公平という見地から純粋に考え
て、このアンバランスを是正したい、かように考
えてきたものでございす。

しかしながら、やはり新規の課税は新規の課税
に変わりはしないものであります。これらの点
を勘案をいたしまして、議案の提出までにすでに
相当の配慮を行なつてまいりました。すなわち、
ガソリン税の税率をそのままスライドい
たしまして、求められるべき価格よりも低い価格
を原案といたし、さらに施行期日も三四半期の余
裕を置いて、来年の一月一日という、税法からは
一見奇妙な日付をもつて定める等の配慮を行なつ
たことがございす。

しかしながら、国会に提案をいたしますと、や
はり新しく課税される税でありますだけに、当
事者間あるいは国会の委員各位の間においても論
議が集中をいたしました。通常国会並びに臨時国
会において、二回継続審議、先般の臨時国会にお
いては国会手続上は議案の立場に立ったいわくづ
きの法案でございす。したがって、今回は
私どもはやはり税制の公平の見地から、何がしか
の課税は必要であらう。それについては、しかし
納税者の激変の緩和をする措置が必要であるとい
う点に三党意見が一致をいたしました。たゞいま
御説明申し上げましたごとく、これまた刻み方が
若干普通の税法とは違いますが、来年、四十一年

十二月三十一日まで五円、そして翌年の四十二年
十二月三十一日まで十円。したがって、結果四十
三年一月一日から、税法施行規定の原則税率であ
りますキロ十七円五十銭の税率と相なるわけで
ございす。

このような段階を刻みまして配慮をいたしまし
たことによりまして、納税者の御理解、御協力を
いただくとともに、われわれの本来の、当初賛意
を表してまいりましたガソリン税とのバランスの
立場上、やむを得ない目的にも沿ひ得る修正と存
する次第でございす。

しかしながら、要綱で読みました第二点で、施
行期日を二月一日に延期をいたしました。これは
単にただいまの時点が歳末ぎりぎりであるという
事態から考えれば、これはもう物理的にやむない
修正にすぎないのでございす。しかし、その
ことは実は説明申し上げました要綱第三における
納付の期限のさらに一月延長という事態とから
んでまいりまして、現在計上されております国
庫の当該税目の予定収入に大幅な減収を来すと
いう結果を招来することに実は関連があるわけで
ございす。

すなわち、第三におきましては、現在、申告納
税の石油ガス税の納期限は一月月となつておりま
すものを、提出期限をさらに一月以内という
ことに延期をいたしましてさらに加えて税法
上の一般手続の三十日の納税猶予の期限を加算い
たしまして、合計九十日の余裕が実は出るわけで
あります。私どもがなぜこのようなこまかい配慮
をいたしたかと申しますと、実はこの法案を制定
いたしました際に、本来このような税の性格は蔵
出し課税で行なわれるべきであるという観点から
の議論をいたしました結果、一般家庭用LPガス
についての課税の意思は現在ありませんし、将来
を考慮をいたさない。しかし、そのような立場から
すると、蔵出しでは、自動車用に戻るのか家庭用
に戻るのかについて、その段階を納税の時期にと
らえることは非常に技術的に困難であるし、不可
能である。このような結論から、ではやむを得ず

末端の小売り業者であるスタンド業者に納税義務者になつていただくほかにという配慮をせざるを得なかつたわけでありますが、その後、法案審議の長引く過程におきまして、その実態等について手落ちがないかどうかのしさいな検討をいたしましたところ、タクシー業界よりガス販売業者の受け取ります手形のサイトが六十日ないし九十日の長期にわたる事実を発見いたしました。これは私も私どもといたしましては、その商慣習の是非について論ずることは差し控えることとして、この現実の前には、やはり新規納税義務者の立場を盾突に賦与された感のある第一線のスタンド業者の方々に對する配慮として、その手形サイトを納期限延長を加えることによってカバーしてあげたいという、かような配慮によるものがこの第三でございます。

その結果、第二点の施行期日が二月一日と相なつたことと関連をいたしまして、昭和四十年予算の歳入におきまして、当該税目に十五億円の歳入不足を生ずる結果と相なる次第でございます。この事実について、政府当局は遺憾の意を表明いたしましたのでありますが、目的のためにやむを得ない措置であるという、また反面の了解をも公式に得ておる次第でございます。

第四の石油ガスの販売代金の領収不能の場合の税額控除の問題でございますが、これは今日皆さん御承知のとおり、国税の間接税体系に全くその例を見ない特殊なものでございます。地方税におきましては、本来納税義務者が個人の人であるにもかかわらず、それを代理して徴収する特別納税義務者の存在がございました。すなわち、一例としては料理飲食等消費税の特別納税義務者でございますが、このような方々には、本来の納税者ではないが、便宜上かわつて、義務者の形をとってほしいという了解のもとに、なつていただいております立場もございまして、これらの人々が領収不能になつた場合の税金について、県税事務所の認定がありますならば、税額が控除される、そういう措置がございまして、しかし、国税においては、

間接税体系において全く前例を見ないところでございます。しかし、われわれはこの点につきましても、先ほど第三の点で配慮をしたと同じように、第一線のスタンド業者がこのような新規の課税の納税義務者の立場を負わされることに配慮をいたしまして、掛け倒れ等の事実が存在いたしました場合に、貸し倒れ金そのものは、これは一般税法の損金経費等とされざるわけでございますが、国庫に納付すべき義務者としては、利子分につきまして、税金分につきまして、これを所轄税務署長が認定をいたしました金額、その問題に限って税額から控除してあげましようという配慮を示しまして、これによるさらに一般の関係者の協力あるいはまた納税に対する支援というものを望みたいあまりの配慮でございました。全くの間接税法の特例であり、異例の措置であるということを確認いたしておきたいと存じます。

私もといたしましては、かような点の修正をいたしまして、幸にして各党の共同提案として可決されましたが、願わくは参議院においてもこのようになわれわれの意思を尊重して審議いただきまことを希望いたしますとともに、徴税当局におきましては、衆議院においても指摘いたしました新規定であることに深く思いをいたしまして、税法そのものの周知徹底をはかるとともに、税の徴収事務その他については懇切丁寧な指導を行なつて、そうして関係業界の協力を得て、もつてこの税の施行が円滑に、そうして順調に運営されていくことを期待する旨の要望もいたしておいた次第でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(西田信一君) 本法案に対し質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○柴谷要君 提案者の山中先生には委員長として衆議院で大役をお引き受け願ひまして、十一時から御出席のようでございますが、ただ一問だけお尋ねしておきたいと思ひます。

このよう重要な法律案が三党共同提案で修正になつて参議院送りになつてまいりました。しか

し、いまこれを見ますと、私は即成ではないが、時日をかけて十分審議をして、衆議院の皆さんがほんとうに納得の上で参議院送りをしてきた法案とは私は受け取れない感が深いのです。提案説明によりますという、全会一致ということと、それから特例が設けられて、石油ガスの問題等についてはこれで対処できたのだ、こういう御説明でございまして、その点は了解ができませんけれども、ほんとうに衆議院として審議を尽くしてりつぱな修正案が参議院に送り込めたこと今日でもお考えになつておられるかどうか、これが一問。

それから、第四項の課税石油ガスの販売代金の領収不能の場合の税額の控除という特例が設けられました。これが国税の他の類に重大な影響を及ぼすことになりはしないか、こう私は思ふので

この二つについてお答えをいただいて、私の質問に満足なお答えができませんでしたら、お引き取りいただきます、こう思ふのです。

○衆議院議員(山中貞則君) どうも丁重にして辛らつた御質問でございますが、審議そのものは何ぶん三国会にわたつたわけでありまして、審議はもう十分いたしてございます。それは、しかし反対は反対、通さないぞという意味の審議が重ねられては、非常に熟慮した結果の修正であるかと言われますと、正直に申し上げまして、私と社会党の諸君とで、民社を加えて、日曜日に急遽つくり上げたものでございます。これが真相でございます。しかし、内容は、私自身はまたこれを作成した際からの関与者でもございますので、時間的には急遽、三党の意見をこの点で一致せしめたという最大公約数のきらいはございますが、私は妥当な案である、結果としては妥当であり、決していけないという点は私自身としてはないと思ひます。

それから、第四点に関する領収不能の場合の税額控除の特例は、他の間接税体系に波及しないかという御配慮は、大蔵委員会といたしまして当然の御質問であらうかと思ひます。私もこの措置に踏み切るにあたりましては相当考えました。したがって、税務実務当局並びに主税税制当局並びに大蔵大臣等の関係者の意向等も十分配慮をいたしまして、今回のような新たな税が起これたとしても、しかもそれが間接税の体系で、先ほど申しました本表ならば歳出しで順調にいふべきものが、事実上小売り業者にかかるというやうな特異な形態のものがあるれば、これは将来考えなければならぬ事態があるとしても、目下のところは想像できないことであるとするし、過去にありまう間接税体系には現在のところ影響は絶対に与えないであらうという確信を持って、このような手段をとつた次第でございます。

○柴谷要君 修正案が説明されましたが、修正案については納得いたしました。政府としては、この修正案が参議院で可決されて実施された場合にたいへんなそごを来たすのではないかと、よけい税収が減つてくるのでありますが、大体四十一年度の減収はどのくらいになりますか。その点からひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(塩崎潤君) ただいま御指摘のとおり、衆議院におきまして税率が初年度におきまして三分の一程度に下げられ、さらにまた、翌年度におきまして半分程度に下げられておりますので、減収が生ずるわけでありまして、各年度に申し上げますと、本年度の補正後の予算額に對しましては十五億五千八百萬円の減収でございます。四十一年度におきましては、現在確定した見積もりを立てておりませんけれども、一応通産省の需要想定を基礎といたしましてかりに算出したとしますと、納期限の延長という改正もございまして、これを見込みますと、四十一年度におきまして約七十億円の程度の減収にならう、かように見積もられるところでございます。

○柴谷要君 実は、一月一日から実施が二月一日になり、しかも非常に低い額に定められて、まあこれから予算を立てられることですから、大蔵省

としてはそのような予算でいけばいいと思いますけれども、ところが、重大なことには、石油ガスを設定するために、大蔵省の皆さんは御存じないかと思うのですけれども、ガソリンを使っておったところが、ガソリン税が高くなつて営業車としての採算が合わなくなつてきたので、今度は石油ガスを使うようになった。ようやく息をついてきたところへ、今度はガソリン税がかつてきた、こうなつてきたので、いま業者はまたまた違うものを使おうと考えている。場所によっては白灯を使い始めてきた。これについて通産省の鉱山局長は、これが自動車に使われた場合に危険度があるのかないのか、それからこれが普及をされてきた場合にどういう結論が出てくるのか、この問題についてひとつ見通しがあったら御説明をしていただきたいと思います。使用の形態が変わつてくると思ふのです。営業を守るためには使用の形態が変わつてくると思ふ。すでに白灯を使つてゐるところがある。これなどは非常に危険なんですね。それはその税金をかけられるためにそういうふうな変り方をしてくるのですが、これに対してどういうふうに通産省のほうはお考えになっておられるか、この点をひとつお尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(大蔵省嘉久君) 灯油をガソリンのかわりに使うという問題でございますが、灯油自体を使う自動車の研究が進んでおるといふことは聞いておりますが、詳細はまだ承知をしておりません。昨年はガソリンの中に灯油を混入してゐるのではない、いわゆる不良ガソリン問題というところがございましたが、これは抜き取り検査をいたしたりいろいろいたしまして、ガソリン自体に灯油をまぜる、いわゆる不良ガソリンを生ずるといふことは極力防いでまいりまして、最近ではほとんどそういうガソリンに混入してゐる石油ガソリンはなくなくなつておると存じておりますが、灯油自体を——いまの先生の御質問は灯油自体を使う自動車ということではないかと思ひます。まだ試作の段階というふうにちよつと聞いておりました

が、詳細はまだ存じていないのです。
○柴谷要君 実はずう時間がありませんれば、運輸省を呼んで非常にこまかい点について質問したいと思ふのですけれども、大蔵省と通産省ではその行政の方面もわかりませんので、いささかお尋ねしておきたいことは、いま言ったように、すでに西方面では白灯を使い始めてゐる。これは非常に危険が伴う。それは何のためかといふと、税金をかけられるから採算が合わなくなる、できるだけ利益をあげようとする業者は考へる、そこでこういふ結果が出てきますので、これらの点については通産省として大いに注意をしてもらうといふことが必要ではないか、こう考へる。
そこで、話はもとに戻りますが、一体税額が年間集めてもたいした額じゃないですね、これは。これは前の田中さんがお考へになつて成案をされた、何回か国会で継続審議、あるいは審議未了になつた法律案なんです、これはどうしてもこれに税金をかけて取らなければならぬという結論なんぞでございますか。それとも、まあまあこのくらの額だから中止してもいいというお考へをいまお持ちになつておられますでしょうか。この点をひとつ大臣から率直にお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) これは税額という点ではないのです。問題はガソリン税との権衡といふことなんです。もしこれをガソリン税と不均衡のままではおつておきますと、LPのほうへガソリンがどんどんと転移してしまふ、こういうことで、ガソリン税の収入の確保ができない、こういうふうにお考へますので、その権衡をどうしようといふところに難点があるわけでありまして。
○柴谷要君 三十八年に一万六千台が現在では六万二千台に変わつてきてゐる。ガスを使うように車がどんどん転換してきて、確かに揮発が減つてきておるとは思ふのです。しかし、ガスの税金をかけることによって、しからばそのガスをやめてそれでは揮発を使うようになり、ガソリンを使うはうに車が変わつていくかといふと、そうはなら

ないのではないかと私は思ふのです。むしろそれじゃ家庭的な乗用車、自家用車あたりがそれじゃガスを使うかといふと、おそらく自家用車のようなものがガスを使うような時期にはなかなかなつてこないじゃないか。ただ営業車が、今日の情勢の中では揮発が非常に高い税率なものですから採算が合わないといふことで、この方面に車を変えてゐるだけで、そう今日の段階が急激な変化を来たして、揮発の上に、ガソリンの上に相当重大な影響のある結果が出てくるのではないかと考へる。心配し過ぎるのではないかと考へておられるのですが、政府はどのように考へておられるか。もつともガスのほうに変わつてきて、ガソリンのほうの税収がぐんと減つてくる。現在では一〇%ぐらいしかふえてゐないのが現在では一〇%ぐらゐしかふえてゐない、これもわかるのですが、今日以上にもつと減つてくると、こういうふうにお考へになつておられるのか、この点もちよつとお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(福田赳夫君) もし税法の改正を、新税の創設をやらぬと、どんどんとガスのほうへ転化していくんじゃないか、そういうふうなことをお考へておられるわけでありまして。
○柴谷要君 これで質問を終わります。
○木村福八郎君 一点だけ簡単に……大蔵大臣、これは目的税になつてゐるわけですね。目的税ではない、目的税的ですか。ところが、今度公債発行をやりますと、公共事業費、道路整備費等が公債の対象になる。そういうことでガソリン税、あるいはLPガスの税ですね、これは税体系からいへば、税の原則からいへば、目的税といふことはわれわれは反対です。前から目的税といふものは反対です。そこで、最初目的税にはつきりするようであつたけれども、反対があつて、前の田中大蔵大臣のときに目的税的といふことになつてゐるのです。実際は目的税だと思ふのです。こういう目的税といふものについて再検討する必要があるんじゃないか、この点はどうなんですか。その点何つておきます。

○国務大臣(福田赳夫君) 歳入は一般の財源をもつてこれに充てる。つまり、支出はこれを総合的に、また収入は総合的にこれを考へることが、財政の機動性を確保するといふ立場からは望ましいわけでありまして。ぜひそういう主義を貫いていきたいと思つております。ただ、道路だけはいかにもこれはお考へておる。そうしてその道路を使うのはだれかと、こういうことになると、トラックだとか乗用車だとか、そういうものである。そういうことを考へて、特に特例を設けて、ガソリン税についてはこれを目的税的に考へよう。そうしておかれておる道路整備を推進していこう、こういう考へ方です。どこまでもこれは異例の措置であります。これを拡大しようとか、そういう考へ方を持つておられるわけではございません。

○木村福八郎君 そうしますと、公債発行による財源、その総合主義の場合を考へて、特定の目的にのみ使うのじゃないといふことになると、公債発行の財源は公共事業費ばかりではなくて、一応公共事業費のための公債発行として財源調達しましても、歳入は総合的に使われるものだから、いま大蔵大臣お述べになつたように、ですから、防衛費にも使われる。教育費にも使われるし、社会保障にも使われる。プールされるわけですから、総合主義の立場からいへば、あれでしょう、公債発行による財源、これは特定の財源、特定の目的にのみ使うべきではない、そういうことになるんじゃないか。
○国務大臣(福田赳夫君) それはですね、財政法第四條でも、公債はこういうふうなものには発行し得るといふのに基づいて、今度は公債を発行しようとしてゐるのですが、公債発行するその限度をきめる対象として、それは考へられておるわけなんです。しかし、もちろん、予算全体の立場からいいますれば、ただいまあなたがおっしゃるような特定した形はとりません。歳入は総合的に編成されるわけなんです。ですから、歳入財源は、これは公債を含めて総合的に使われるわけです。ただ、そ

の限度額がどういふようになっていふかというチェックのために存在するといふことと、また何ゆえにチェックする必要があるのかというその根源にさかのぼると、資本的支出、つまり見合いがあとに残る、そういうものをもって限度とすべきものであるといふように財政法第四條は考へておる。そういう解釈に立つのであります。

○木村福八郎君 またあとで特例法のとき質問いたします。これで終わります。

○委員長(西田信一君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○成瀬權治君 私は、社会党を代表いたしましたし、本法に反対をいたします。

政府の説明によりますと、揮発油税との均衡、それから道路整備財源の緊急性、この二点から新規課税が必要であるという提案の趣旨のようでございますが、揮発油税との負担の均衡ということなら、何も片一方のあるほうに増税をしなくても、揮発油税というものの減税をして負担の均衡はとれると思ふ。

それからもう一つ、道路整備の財源の問題でございますが、これはたとえ一般会計の問題等いろいろの問題がございまして、こういうものについてはわれわれもわからぬわけではございません。しかし、単にそういうことについても増税でいつでも事を解決していくこと、そのこと自体に私は問題があると思ふ。特に新しい課税をするといふことはよほど私は重大な問題だと思つております。

今回のこの増税が、新規課税といふものがどういふふうに影響を及ぼしてくるかといへば、やはりこれは増税でございますから、これが結局タクシー代の値上げ、そういうような物価の値上げと

いふようなことにはね返つてこやしないか。二つ目は、いやいや、もう物価は、タクシー代の値上げといふものは押えていくのだといふことになるかもしれないが、そういうことになれば、そういうところに働く人たちの労働強化といふような形にこれがね返つてくるのじゃないか。三つ目に考えられるのは、このLPGについては、たとえばどこで爆発が起きたとかなんとかといふようなことがございまして、こういうような問題については、その研究が十分なされなかつたといふ点もございまして、なおそういうことに対するところの予防措置としての費用といふものが十分にかけられなかつたことによつての災害だと思ひます。これが税金をかけることによってそういうような費用が回らなくなつて、かえつて災害を発生するようになることになるのじゃないかといふような点も心配されるわけでございます。いや、そんなことはないのだと、タクシー界のLPGを使つていふところは相当な利潤があるだろう、こういうような言い方もあるかもしれません。しかし、提案の説明によりますと、単に揮発油税とのバランスの問題、揮発油税の増収になるのが、このLPGが出てきたためにどうも伸び悩んできた。それが道路財源のほうに影響したので、それで税金をかけるのだといふような点も、あまりにもイージーな取り方じゃないか。もう少しこういう新規課税をするといふような問題については、国民生活にこういうものがどういふふうに影響してくるか、詳しくいへば、先ほど述べましたように、物価の値上げとしてどうなるのか、労働強化になりはしないか、危険防止といふことについてはどういふことができるのかといふような点を検討をされ、万般の上においてこういうことをなさるべきである。

○委員長(西田信一君) 他に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(西田信一君) 他に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西田信一君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 昭和四十年分における財政処理の特別措置に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。福田大蔵大臣。

○國務大臣(福田大蔵大臣) ただいま議題となりました昭和四十年分における財政処理の特別措置に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における経済情勢に顧み、昭和四十年分における租税及び印紙収入の異常な減少等に対処するため、必要な財政処理の特別措置を定めようとするものであります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、公債の発行であります。昭和四十年分におきましては、経済活動の停滞に伴い、租税及び印紙収入は、当初見込み三兆二千八百七十七億円に対し三兆二百八十七億円と、二千五百九十億円の大幅な減少を来す見通しであります。かかる異常な事態に対処し、この減少を補うため、昭和四十年分限りの臨時特例として、政府は、財政

法第四條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができるとするものであります。

次に、右の国会の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならぬこととしております。

また、この公債の発行は、昭和四十年分一般会計歳出予算の翌年度繰り越し額の範囲内で、昭和四十年分においても行なうことができることとしております。

第二は、交付税及び譲与税配付金特別会計につきまして、一般会計からの繰り入れ額の特別措置及び借り入れの措置を講ずることとあります。

今国会におきましては、別途昭和四十年分地方交付税の特例等に関する法律案を提案いたしておりますが、これによりますと、さきに申し述べました租税及び印紙収入の減少見込み二千五百九十億円のうち、所得税、法人税及び酒税の三税の収入見込み額の減少は千七百三十四億円となり、これに伴つて昭和四十年分地方団体に交付すべき地方交付税の総額は、右の金額の二九・五％に相当する五百十二億円だけ減額することとなるのであります。昭和四十年分については、地方団体の財政事情の現況にかんがみ、特にその減額を行わず、これを当初予算計上額どおりとすることとしております。また、後年度において、昭和四十年分分のこの地方交付税については、国税三税の収入決算額の増減による精算を行なうこととしております。

この措置に対応いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法により一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる金額についても、右の趣旨に従ひ、その額の算定についての特例を設けようとするものであります。

次に、今般、地方公務員の給与改定に要する経費の財源に資するため、昭和四十年分限りの特例措置といたしまして、地方団体に交付すべき地方交付税の総額を三百億円増額することとし、このことを、さきに申し上げた昭和四十年分分の地方

交付税の特例等に関する法律案において提案いたしてありますが、この措置に対応いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計におきまして、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、昭和四十年年度において、三百億円を限り、借り入れ金をすることができるとし、右の金額については、昭和四十一年度以降七カ年度にわたり返済が行なわれるよう措置いたしますとともに、利子の支払いに充てるため、必要な金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることとしたしております。

なお、これらの措置に伴い国債に関する法律第一条を改める等所要の規定の整備をはかることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(西田信一君) 引き続き、補足説明を聴取いたします。岩尾主計局長。

○政府委員(岩尾一君) 昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案につきまして、その提案の理由を補足して御説明申し上げます。

第一は、公債の発行についてであります。ただいま提案理由で御説明申し上げましたとおり、昭和四十年年度におきましては、租税及び印紙収入は当初見込み三兆二千八百七十七億円に対し三兆二百八十七億円と、二千五百九十億円の大幅な減少を来す見通しであります。この減少を補いますために、昭和四十年年度限りの臨時特例として、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができるものとすることを提案しております。

この場合、本法に基づく公債は、公共事業費、出資金及び貸し付け金の財源とする場合に限って公債を発行することを認めている財政法第四十四条第一項の規定によらず、昭和四十年年度限りの特例措置として、租税及び印紙収入の減少を補うために発行されるものであり、したがって、本法第二条は財政法第四十四条第一項に対し特別法の地位に立つものでありますので、その点を明らかにする意味

におきまして、第二条第一項においては「財政法第四十四条第一項の規定にかかわらず」と規定いたしたわけであります。

次に、さきに申し上げた公債発行限度額についての国会の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととしておりますが、これは、財政法第四十四条の公債について、同条第二項において償還計画を国会に提出しなければならないこととしているのと同様の趣旨によるものであります。

また、昭和四十年年度一般会計歳出予算の翌年度繰り越し額については、昭和四十年年度中には支払い資金を準備する必要がなく、昭和四十一年度になつて現実に支出される時期に支払い資金があればよいのでありますから、本法による公債の発行は、昭和四十年年度一般会計歳出予算の翌年度繰り越し額の範囲内で、昭和四十一年度においても行なうことができることとしております。

なお、国債の利率、発行価格、償還期限等のいわゆる発行条件については、従来から、明治三十九年に制定された国債に関する法律第一条に基づき、大蔵大臣が決定してきたところであります。が、同条の規定は表現上やや不明瞭な点があり、そのので、一般会計において公債を発行することとしたしましたこの機会に、国債に関する法律第一条についても、その趣旨を明瞭ならしめるようあわせて改正を行なうこととしております。

第二は、交付税及び譲与税配付金特別会計につきましまして、一般会計からの繰り入れ額の特例措置及び借り入れ金の借り入れ措置を講ずることについてであります。

さきに申し述べましたとおり、昭和四十年年度におきましては、租税及び印紙収入は二千五百九十億円の大幅な減少が見込まれ、このうち、所得税、法人税及び酒税の三税の収入見込み額の減少は千七百三十四億円となっており、すでに今国会で成立いたしました昭和四十年年度一般会計補正予算(第三号)においてその額だけ歳入予算を修正減少しておりますが、地方交付税法第六条第二項に

おいて、三税収入見込み額として歳入予算に計上された額の二九・五%に相当する額をその年度に交付すべき地方交付税の総額とすることとされております関係上、今回の補正予算による三税収入予算額の修正減少に伴って、本来ならば三税収入予算減少額千七百三十四億円の二九・五%に相当する五百十二億円だけ地方交付税の総額を減額することになるわけであります。しかしながら、地方団体の財政事情の現況から見て、このような減額を行なえば地方行政の計画的な運営に重大な支障を生ずると考えられますため、昭和四十年年度については、特にその減額を行わず、これを当初予算計上額どおりとすることとし、また、後年度において、昭和四十年年度分の地方交付税については、国税三税の収入決算額の増減による精算を行なわれないこととし、別途昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を提案いたしております。

この措置に対応いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法により一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる金額についても、右と同様の趣旨により、昭和四十年年度に限り、特に三税収入見込み額の減少に伴う減額を行わず、当初予算計上額どおりとすることとし、後年度において、国税三税の収入決算額の増減による精算を行なわれないこととする特例を設けようとするものであります。

次に、地方公務員につきましまして、さきの人事院勧告の趣旨に沿ひ、九月一日から所要の給与改定が実施された場合には、その一般財源所要額は四百九十三億円、うち交付団体分の所要額は三百六十八億円と見込まれておりますが、この財源につきましましては、地方団体の経費節減を行なつてもなお三百億円の不足が見込まれるに至っており、このため、昭和四十年年度限りの特例措置といひまして、地方団体に交付すべき地方交付税の総額を三百億円増額することとし、このことを、さきに申し上げた昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律案において提案いたしております。

この措置に対応いたしまして、前年度の場合と同様に、交付税及び譲与税配付金特別会計におきまして、この会計の負担において、総額三百億円の借り入れ金をすることができるといたしております。

この借り入れ金については、後年度の地方交付税交付金から順次償還することを予定しておりますが、その償還につきましましては、昨年度の借り入れ金の百五十億円の返済をもあわせ考え、期限を昭和四十七年度までの七カ年と、昨年度の五カ年より長期に考え、また、毎年度の返済額を初年度に少なく、後年度に漸次増額する不均等の返済を考える等、慎重な配慮を行なつていのであります。

この結果、昨年度の借り入れ金分を含めた昭和四十一年度以降の各年度の償還額は、昭和四十一年度四十億円、昭和四十二年度から昭和四十五年まで各六十億円、昭和四十六年度及び四十七年度各七十億円となりますが、この程度の償還であれば、一般財源の状況から見て、地方財政に支障を生ぜしめるおそれはないと考えております。

なお、この借り入れ金は、七カ年の長期償還を認めたものではなく(給与財源補てんのための長期借り入れ金は不適当と考えられますので)、また、実際問題としてでき得る限り利子負担の軽減をはかることが望ましいという見地から、昨年度の借り入れ金と同様に、一年内償還を予定しております。すなわち、この借り入れ金は、国庫余裕金の状況等を勘定しながら、その繰りかえ使用を行なうことによつて一年内に一たん借り入れ金全額を償還し、あらためて年度の終わりに次の借り入れの措置をとるといふいわば借りかえの措置を昭和四十一年度から四十六年度まで繰り返すということを考えておるわけであります。この場合、昭和四十一年度から四十六年度までの各年度におきましては、三百億円から順次毎年度の償還額を引いた額で借りかえの措置をとっていくというものが、特別措置法第四十四条第二項の規定であります。

このほか、借入れ金の利子の支払いに充てるため必要な額を、予算の定むるところにより一般会計から繰り入れるものとし、また、借入れ金の償還及び利子の支払いについては、国債整理基金特別会計を通じて行なうこととしている点は、昨年度の借入れ金と同様であります。

なお、一言つけ加えますが、この三百億円の借入れ金を地方団体に配分するにあたりましては、昨年度の百五十億円の借入れ金と同様に、既定の地方交付税の総額にこの借入れ金の額三百億円を加算したものを昭和四十年の地方交付税の総額とし、これを地方団体に配分することになっており、この点は、別途提案されております昭和四十年の地方交付税の特例等に関する法律案第一条第一項に規定されているわけでありませんが、これを受けて、本法におきまして、昭和四十年の地方交付税交付金を右の借入れ金による三百億円を含めたものとする旨の同様の規定を置いていくわけであります。

以上、昭和四十年における財政処理の特別措置に関する法律案について、提案の理由を補足して御説明申し上げた次第であります。

○委員長(西田信一君) この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

本案の審査のため、来たる一月十七日の本委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。

なお、参考人の人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西田信一君) それでは、これより本案

の質疑に入ります。質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○成瀬幡治君 大臣、何か十二時四十五分までというのですから、取り急いでお尋ねしておきます。

第一は、昨日、予算編成方針が発表されました。その中で、公債発行と長期減税ということがございました。一体、これは切り離せないものかどうかということが一つ、もう一つは、長期とはどのくらいのことを言っておみえになるのか。

○国務大臣(福田赳夫君) それは党のほうの、自由民主党の予算編成方針で、まだ、私も、その長期というものが、党のほうで一体どういう程度のもを言っておられるのか、聞いておりませんけれども、私も、長期的な構想を考えた、そういうふうな考えているわけですが、たとえば所得税について言いますれば、課税最低限はどこまで持っていくかというところを、まあ三年ないし五年ぐらいのところで考えていきたい、こういうふうな考えているわけです。そうして、常に努力をしていく。

ただ、私の考えでは、第一年度に幾ら、第二年度に幾ら、第三年度に幾らだということを政府が想定して、これを発表すると、非常に将来の財政の機動性、弾力性を失わしめるおそれがある、そういうふうな考えますので、その目標を達成する各年度の進行度ですね、これは、そのときどきの財政事情によってやっていく、こういうふうなことをいま考えているのです。

○成瀬幡治君 なるほど、発表されたのは自由民主党の党の政調会の発表です。しかし、大臣もそういうことを言っておられる。たしか本会議でも答弁をしておみえになるから、尋ねているわけですが、したがって、あなたのおっしゃることと党がびつたり一致した。

そこで、いまお答えによりますと、三年ないし五年を考えている、こうおっしゃいます。そのことは、三年ないし五年の間は、公債も出すが、減税もするぞ、こういうことでよろしゅうございませ

るか。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま申し上げましたように、さあ目標を掲げたから昭和四十二年度もやるのか、四十三年度はどうだ、こう言われると、その各年度のことは、そのときの財政の状況で考えていきたい。しかし、おおむね目標はそこに置いて、できる限りの努力をいたしていきたい、こういう気持ちで表明しておきたい、かように考えているわけでありませう。

○成瀬幡治君 これは衆議院の速記録を全部読んだわけじゃございせんので、あなたは四十三年度までは公債を発行するというような御答弁をされたように、私は何かで読んだ記憶があるわけですが、ですから、いまあなたのおっしゃること、少しそこあたりが食い違ってくるわけですから、ですから、重ねてお尋ねをいたしますが、どうなんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、今日の経済状態はその根が非常に深いと見ています。それで、そう簡単には正常に戻らない。つまり、低圧過剰の状態がここ三年くらいは続くであろう。そういう状態におきましては、政府財政が積極的に活動する必要がある、こういうふうな考えるのです。そういう見通しから、まあ昭和四十三年度までは少なくとも公債は発行することになるであろうというのを申し上げておきます。

○成瀬幡治君 そうすると、片方では、大体公債は三年間の四十三年、ここではそれが少し延びて三年ないし五年、こういうふうな受け取ってよろしいわけですね。

このことは、先ほど御説明になったように、主張としては、有効需要を喚起するために、金融政策ではどうにもならなくなったものだから、そこで、公債を出して不況というものが景気浮揚を願う。そうして不況というものが景気浮揚が願う。しかし、その景気をささえているのは公債だ。その足をはずしても、なお景気が下がらないという段階で、公債というのはやめるのだ、減税

もやめるのだ、こういうふうな割り切ったよろしゅうございませうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 減税のほうは、私は景気対策ばかりの見地じゃないのであります。減税につきましては、私はなるべく国民負担も軽くして企業と家庭の蓄積を高める方向の努力をすべきである、そういうふうな考えておるわけなんです。したがって、これは今日の不況が解決されたから減税という考え方をやめるのだというふうな御理解でないことを希望します。

それから、公債のほうは、この不況状態が回復されれば、積極的な意味において多額の公債を出すということはやめたいと思います。しかし、私は、そのときの状況にもよりますが、千億、二千億くらいの公債が出ておる状態でありまして、決してこれを財政の基本方針に関係があるというほどには考えておりません。つまり、こういう考え方を持っております。不況時には多額の公債を発行する、好況時にはこれを引込める、ゼロまで引込める場合もあるし、さらに引込めた上減税をする。すなわち歳出を縮小する場合もありますけれども、しかし、そこまでいかぬで、千億、二千億というような程度にとどめる場合もある。しかし、それは私がここに言うところの積極的な意味における公債ではございせん。そういう考え方をいたしております。

○成瀬幡治君 次に、この間本会議で質問して答弁がございせんでしたから、そのことに関連してお尋ねしたいわけですが、今後の金利体系というものは、どうしたっていままでの公定歩合からいくと公債中心になるんじゃないだろうか。いままでのあなたの話を聞いておきますと、公債はどうも続くというふうな、ずっと続くというふうな解釈する。あなたはゼロになる場合もあるとおっしゃるけれども、公債がゼロになるということは考えられない。公債を一本やっつけてしまえば、次々と出していかなくちやならないというものが、これは常識です。そして金利体系というのは今後、われわれが予想すれば、やはり公債と

いうものが中心になってくるのじゃないか。そういった場合に、公債の応募者利回りの六分七厘九毛五厘というのが一つの大きな基準になってくる。そうなるべくと、片一方のほうではいろいろな、たとえば預金金利をどうするんだ、たとえば定期はどうするのだ、いろいろな問題が出てくるわけですが、こういうようなことについては何かお考えになっておられるのか。たとえば、臨時金利調整法というようにものがございます。いまそういうようなものをなくするとか、いろいろなことが私は考えられてくるわけですが、何もういふようなことは目下検討中ですか、何も考えておいでにならぬということですか。

○国務大臣(福田赳夫) 申し上げるまでもないのですが、金利には長期金利と短期金利があるわけですが、日本銀行の公定歩合、これはですな、短期金利の中軸をなすわけですが、短期金利は公定歩合の操作で動くわけですが、いわゆる私どもが当面しておる公債の問題ですね、これは長期金利体系の一つなんです。で、長期金利体系の中では、私はこれだけの国債が出るということになれば、これが相当指導力を持つてくると思います。で、私は金利はですね、なるべく長期金利の水準ですね、これはなるべく低いほうがいい、そういうふうな考えておるわけがあります。ただ、低いがいいが、それを人為的、強制的に操作をすべきものではない。低くなるような環境をつくって、そうして自然に金利がそういう方向に動くというふうな誘導をしていかなければならぬというふうな考え方を持っておるわけがあります。お話しした金利調整法は、これは短期金利の問題でありまして、ただいま公債発行をいたしますが、私は公債発行に関連いたしまして金利調整法を要するといふようなことをいまは考えておりません。

○成瀬幡治君 たとえばですね、郵便貯金の定期のものが五分五厘ですね、それから銀行の定期も大体五分五厘ある一年のものに五分五厘になりませんが、そうしますと、これは公債を買ったほうが得になってきますね。そうしますと、こう

う郵便貯金なりあるいは銀行の定期ですね、こういうものがあつたの、こつちのほうの公債のほうに移行することをいねがっておいでになると思いますが、片一方では、市中金融引き受け機関のほうではこういう長期資金というのが減るといふこともまた事実なんです。そういうようなことと関連して、何かお考えになっておられるんじゃないか。いや、こういうようなことについては何も考えておられないよ、金利は自主的なもので何か銀行なら銀行のほうでおきめになればけっこうだ、郵便のほうは郵政省のほうでおきめになればけっこうだ、こういうふうな考えでおられるのかどうか、その辺のところはわかりかねる。

○国務大臣(福田赳夫) 金利調整法のほうを考へておられるか、というから、金利調整法のほうはいま考へておりませんと、こう申し上げておるわけですが、ただ、長期金利ですね、これにつきましては、私はいまも申し上げましたが、なるべく低いほうがいい。産業負担を軽減するという問題、ことに自由化の世界経済の中におけるわが日本の産業活動を増すという意味からいいますれば、どうしてもこれは低いほうがいいです。いいんだが、これは人為的にはしない、こういうことなんです。ただ、そういう低いほうがいいという気持ちから、今度は国債の金利も大体政府保証債、つまり準国債ですね、それよりも二厘五毛下げます。手数料を含めると三厘下げになるでしょう。そういうことを考へておられて、この法律案が通過いたしましたならば、シンジケートとの間でそういう話をきめていきたい、こんな気持ちでおります。

○成瀬幡治君 何かあなたは手数料とか言うんですが、これは手数料は今度の公債発行でも手数料を出すでしょう。これは証券会社ももうの、これは金融機関でももうの、そこらところのはわかりませんけれども、何にしましても、私どもは納得できないわけですから、何か聞くと、あなたは税金を引くといふと聞かれますけれども、やはり預金コストのほうをいろいろ見ますと、法人税

を除いても逆さやになつておるわけですね。どうもよくわからないのですが、私の質問のしかたが悪いか、あなたの答弁のしかたが悪いからわからぬのか、もう少しそこらところを割り切つて答弁してもらいたいと思ひます。いわゆるあなたのほうの方針ですから、何もしないならしないでいい、やるならやるでいい。私は方針を聞いておるのです。

○国務大臣(福田赳夫) 方針は、金利調整法については、いま検討いたしております。これは短期金利の問題です。それから、長期金利に關係のある国債ですね、これについてはなるべく低位であるほうがいい。しかし、同時に、これは市中で消化されなければならぬわけですね。その消化という点が私はずいぶん心配し、まあ努力もしておるわけですが、しかし、私、国会、国民に対してこれは最大の努力をして、非常に安いところでやつておるといふこの実績も御説明いたさなければならぬわけですね。その非常にデリケートな一線ですね、これが今日の経済情勢では六分七厘九毛五厘というところにあると、こういうふうな考へております。しかし、今後公債が発行され、また産業事業債ですね、これと地方債あるいは政府保証債も発行されている、そういうことを考へますと、なるべく低いほうがいいんだと、そういう環境をつくつて自然にそういうふうになつていくほうがいいと、こういう考へ方を持つておるわけですね。

○成瀬幡治君 そこで、新しく発行される今後の公債のことは別として、いま現に発行済みの公債がございますわけですね。それを書きかえをどうせされなくちゃならぬわけですね。その場合に、いまのあなたの考へたやつたものでいくと、いままで低いのです。これを上げようじゃないかと、いま意見がある。すなわち、今度の公債、応募者利回りに合わせようじゃないかという意見と、二つあると思う。そこで、どちらに、今度のその既発国債の問題について、どういうふうに対処しようとするのか。さしたた、もうすでに四十

一年度でおやりにならなくちゃならない問題だと思ひますが、どういうふうな考へておられるか。

○国務大臣(福田赳夫) 理財局長から……。

○政府委員(中尾博之) 従来の借りかえております、発行いたしております公債は、利回りにおきまして六分四厘三毛二厘程度に回ります。したがしまして、今回市中消化を前提いたしまして、この新規の公債の条件とは、格差が出てまいることになると思ひます。で、これにつきましては、新規の公債の発行の条件が確定いたしました節におきましては、それに合わせるということでございます。新規の公債の条件に合わせて借りかえてまいるといふ、現在のところそういうつもりでおります。

○成瀬幡治君 そうすると、あなたがおっしゃる通りに、既発のほうは、既発国債のほうは六分四厘三毛二厘ですね。それと、今度は六分七厘九毛五厘に引き上げると、既発のものを借りかえのときに引き上げると。そうすると、いま大臣がおっしゃつたように、長期の展望に立てば、長期の金利というものは低いほうが好ましいと、こういうことですね。ですから、これから、これ一ぺんやりますと、引き上げますと、私は、借りかえの場合には、つちうち引き上げていかなくちやならぬ。したがって、引き上げるのが、その当時の、そのときの利子に合わせるのが原則なんだ。だから、その原則に基づいて今度は引き上げると、こう了解していいわけですか。

○政府委員(中尾博之) そのとおりでございます。そのつどの市中の実勢に応じて円滑なる消化をはかり、かつ国民負担を最小限度にとどめようと思ひますが、それと同じ配慮によりまして、今度借りかえのために発行いたします公債の条件も、そこに落ちつくようにお話し合ひをいたしまして運用してまいりたいということでございます。

答えてすがね、大蔵大臣、ぼくもすわって質問しますから、大蔵大臣も一々立たなくてけっこうです。答弁していただきたい。

一つは、今度の利回り六分七厘九毛五糸ですが、これは大蔵大臣言われるように、市中消化を期待するために公債利回りにしたと。ところが、これはいまのこの金利の現状をもとにして、この程度にしないと市中消化がでないというのでやめたと思う。ところが、景気対策としては、やはり低金利政策をとっていかねばならぬわけだ、このような利回り、かなり高い利回りの公債発行したとすると、日本の高金利の状態を固定化していく危険性が出てくるので。そこが問題だと思ふのです。大蔵大臣はデリケートと言いましたが、もちろんデリケートです。アメリカが四分から四分五厘に引き上げたために、一そう低金利政策がとりにくくなった点もあるでしょうが、このいまの企業の金利負担というものはたいへんなものだと思うのです。したがって、政府は、今後の金利政策として、いわゆるこの低金利政策を放棄したのか、あるいは今後やはり低金利政策をとっていかうとしているのか。それが今度の公債の利回りが、これは六分七厘九毛五糸というようにかなり高目に出ると、長期金利に引きまわすは、そうした高い水準で固定化するから、そういう矛盾が出てくると思ふ。そこが問題だと思ふのです。この点について成瀬君が質問してゐると思ふのですが、その点ですね。

○国務大臣(福田赳夫) それはね、いままでの長期金利は、国債に準ずる政保債ですね、政保債でいいますと、表面金利が七分です。それで利回りからいいますと、七分五毛三糸になっていくので、七分三厘の表面で、そして利回りは七分三厘五毛四糸と、こういうふうになあなっているわけですね。事業債なんかになりますと、とつとつと、電力債は七分三厘で、利回りは七分四厘八糸とまでいっているのです。これで落ちついてゐるのです。均衡がとれてきておる現状でありま

す。そこへ六分五厘、利回りでは六分七厘九毛五糸という低位のものを出すわけなんです。

それで、これは私はいふ考えたわけなんです。私の基本的な考え方は二つあるわけなんです。一つは、出す公債ですね、来年は七千億見当です。これが完全に消化されなければならぬというこのことですね。それから同時に、国民に対してその負担をできる限り減らしていかねばならぬという考え方です。その二つのプリンスブルが両方満足される一点はどこかというのを、ずつと検討してきておるわけですが、それが今日の状況では、政府保証債その他に比べますと、非常に低位ではありますけれども、六分七厘九毛五糸と、こういう点であると、こういうふうな判断をいたしておるわけなんです。

○木村禮八郎君 この問題はまだいろいろありますが、まあ来年も審議されますから、そのときに詳細に質問したいと思ふのですが、結局いまの不況の一つの大きな原因としては、負債過剰による金利負担が非常に重いということも一つの大きな原因です。他には設備過剰、生産過剰で、操短で効率が落ちてゐるというふうなこともありますが、何と云つても負債過剰のデフレ的な景気の状態。いまお話ししたように、どうも金利を下げたいということが、一つの企業の利潤率を低下せしめてゐる原因を除く一つの方法なんです。しかし、そうでないとすると、現状の金利に追随しなければ公債消化が困難である。低金利に政府が指導的にやういふこととすると、公債消化が困難だ。そこで、低金利政策とれないというジレンマにおちいちゃつてゐるわけですよ。正直にそうだと思うのです。しかも、アメリカが五厘上げちゃつていく。これは公定歩合下げれば、短期資金が逃げていく。これ以上公定歩合下げられない。それから、公債利回りをこの程度にすれば、預金金利はとも下げられませんか。そういう矛盾が出てくる。そうすると、結局私は、この負債過剰による企業の利潤率低下を緩和していく方法

は、これは長期的に見て、インフレよりはほかの方法なくなつてくると思ふのです。インフレーション——通貨価値を減価させて、そうして企業の負債を軽くしていくという方法よりなくなつてくると思ふ。そういう方向にいかざるを得ないと思ふ。これはまた公債発行がインフレになるかならないかの問題について、大蔵大臣と相当私は考えが違ひますので、これはまた論争したいと思ひますが、きょうは時間も制約されておりますから、主として二点について重点的に伺つておきたいと思ふのです。

その一つは、本会議でも問題にしましたが、償還計画、特にこの二千五百九十億の歳入不足に見合う公債発行ですね、この償還計画につきまして、特例法ではこの二千五百九十億という公債の銘柄の償還計画を国会に提出しなければならぬというところになつてゐるわけなんです。それで、国際整理基金特別会計による、その財源による償還ではないわけですね。この償還計画ではないわけ、特にこの銘柄を規定してゐるわけですから。これは四十一年度の公債発行についてもこの問題はつきまとつてゐます。四二条二項に、やはり四十一年度の発行される公債、その銘柄の償還計画を国会に出さなければならぬわけなんです。

そこで、伺いたいのは、外国ではどういふ償還計画を立ててゐるか。第二は、日本における外債の償還計画はどういうふうになつてゐるか。第三は、財政法二十八条による既発債の償還計画はどうなつてゐるか。この三つの点について伺ひます。

○政府委員(岩尾一君) 具体的な問題でございまして、私から御説明申し上げます。

まず第一点が、外国の公債の償還計画はどういうふうになつてゐるかということでございます。外国では、いま申されましたような償還計画を国会に事前に出すという制度は、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ等ございません。特に西ドイツ、アメリカ等は事後報告という形でござい

ます。それから、償還についての考え方でございますが、アメリカにおきましては、先生も御承知のように、予算は債務負担権限を付与するという予算になつておりまして、実際の現金収支は別個に総合現金収支として計上するという形をとつております。その場合に、手持ち現金高が増減した場合に、その赤字を補てんするために公債発行が行なわれ、また逆に黒字になればそれを償還する、こういうふうな形をとつております。

それから、イギリスにおきましては、従来画線上あるいは画線下というところでございまして、画線上のものは経常収支を掲げ、画線下のものにつきましては政府の貸し付け金関係の収支があげられるということになつておりますが、この場合は従来の画線下に当たるものの財源としては、画線上に当たる一般会計の剰余と、それから公債の収入というものを充てる。そして画線上に当たる一般勘定についても財源の不足が生じた場合は借り入れを行なうというふうな形をとつております。それから、フランスにおきましては、昔は専売益金というものを財源としてまして償還を行なうというところをやつておたわけでございますが、現在この制度を廃止されまして、国債の償還は、中期、長期、短期を問わず、すべて国庫が特別なファンドを設けないでやるということ、特にフランスでは抽せんによる償還の平準化ということがなされております。

それから、西独におきましては、減債基金は設けられておりません。したがって、一般会計に歳計剰余が生じたときに、その剰余をもつて起債額の減少あるいは債務の償還に使用するということになつておりますが、実際上はこの条文は死文化してございまして、戦後適用された例はございません。公債の元利償還費は個別予算で普通歳出に計上して行なつておる、こういう形をとつております。

それから、外債のほうは、理財局長から御説明することになります。二十八条の関係でござ

います、先生もよく御承知のように、二十八条で予算に添付する書類を規定しております。そこで、たしか十号でございますが、十号に、参考となる書類は国会に提出をしなければならぬということになっております、現在この法律によって御審議を願っております償還計画表というのは、実はその書類ではないのでございまして、法文を「ごらんいただきます」と、償還計画表を提出しなくてはならぬということになっております。そういう意味で、参考書類ではあるけれども、内閣その他が提出をするかどうかという判断をする余地のない書類であるという意味で、これは参考書類ではない、国会の御審議をいただく参考として出す書類である、こういうふうな、二十八条の参考書類ではないというふうなわれわれは解しております。

そこで、二十八条の、先生のおっしゃいました国債の年次償還でございますが、たしか五号であつたかと思いますが、その規定でございますが、これは毎会計年度予算において予算に添付する書類として提出をいたしております。ただ、補正予算におきましては、補正予算は財政法によりまして予算の手続に準じて作成する、こういうふうになっておまして、準じてということとは大体のつとることとございまして、そのとおりのことではございませんので、補正予算の規模、内容等によりまして、必要最小限度の書類を提出するというもので、現在は歳入歳出経費明細書というふうなものを提出をいたしまして御審議をお願いいたしておる次第でございます。したがって、現在出しております償還計画表と、それから本予算で提出いたしております償還年次表と、両方をひとつごらんいただきまして御審議をお願いいたしたいと思います。

○木村福八郎君 いま外国の例、それから日本における外国債、内国債の……

○政府委員(中尾博之君) いま岩尾次長の御説明申し上げたことで大体尽きるのでございますが、外債についてちょっと補足いたします。

外債につきましては、現在産業投資特別会計で発行いたしております。これにつきましても償還計画を、財政法と同じように規定で、予算に付して国会に提出する資料ということになっておりますので、こういうことで予算で償還計画をお願いいたしております。

それにつきましては、もちろんこれは公債のこととございまして、相手との話し合いによりまして条件がきまつてまいります。したがって、償還の計画の実行にあたりましてきまつておるわけでございます。したがって、その予定を立てます場合にはたいへん苦慮いたすのでございまして、一応想定せられますところの仮定に立ちまして、たとえばことしでございすれば六千五百万ドルというものを発行を予定いたしましてお願いをいたしておるわけですが、その実行にあたりましては、あるいはアメリカ、あるいはドイツ、あるいはスイスというふうな、いろいろなマーケットが考えられるわけでございますが、確定はできません。したがって、最も行なわれそうない見込みの強い、その見込みに従ひまして一応ドイツで四千五百万ドル、アメリカで二千五百万ドルというふうな仮定を立てまして、しかもその条件、償還の計画も日本の国債と違ひまして、全部満期に払うものではないでございます。アメリカでございすれば、毎年減債基金に対して繰り入れるという形の償還が大部分である。ドイツにおきましては均等償還が原則になっているというふうなことから、直近の過去における発行事例の要件を、現にそれで行く場合にはということとそれを用ひまして、一応償還計画というものをつくつておる次第でございます。

○木村福八郎君 いまの御説明で、諸外国におきましては法律で規定はしていませんけれども、やはり償還の計画というものはあるんですよ。日本の場合には財政法二十八条がありますので、そこで、いまお話しのように内国債、外国債について償還計画が定められておまして、内国債につきましては三千百一億七千六百万円の年次別償還計画

画ができています。外国債におきましては八百六十億の償還計画というものができています。これが償還計画ですよ。そうでしょう。ただ、今度のいわゆる赤字公債の場合、満期が来たらその金額は払う、それだけの金額を書かせるのが償還計画ではないです。はっきりと償還計画、いまお話しされたように、財政法二十八条で定められたようにちゃんとここに計画があるんですよ。これが償還計画なんです。あるいはまた減債基金を設けて償還するとか、これは一つの計画ですね。諸外国では最近減債基金制度はあまりとらなくなつてきているとお話がありました、しかし、法律で定めなくても、償還計画というものはなければならぬはずですよ。

それで、今度は特例法で、特にここで法律で公債の償還計画を国会に提出しなければならぬと定めておるわけですよ。ですから、いまの償還計画とは何ぞやといへば、外国債についても内国債についてもちゃんとあるのですから、これにのつてなぜ出さないか。しかも、これはこの法律によれば二千五百九十億の償還計画でなければならぬわけですね。それから、今度は四十一年度では財政法四條に基づく公債発行されます。それもやはりその年度に発行される公債の償還計画でなければならぬです。そうしますと、これまでの国債整理基金特別会計による全体の公債の償還財源をいままで剰余金等から積み立ててやっていたが、それではだめなんです。それで、これは、その法律どおりにやるとすれば、そこに問題があるのであって、これはまあただ責めるのではなくて、これから巨額の公債が発行される、それで私に言わせれば、あとで質問したいと思うのですが、この四十年度の税収不足による公債と、四十一年度以後の公債と何ら——大蔵大臣が一生懸命区別しようとしていますが、そんな区別できるものじゃないのですよ、これは。区別しないと困るから区別している、あとでなぜ区別できないか質問いたしますが、ですから、どう常識で考えても償還計画を出さなきゃ

ならないですよ。それが出されていない。ただわれわれに一行だけ、その満期が来れば二千五百九十億返済しますというああいふ紙つべら一枚出して、これが償還計画であるというところは、常識から考えても承服できませんし、また事実問題としても、これは新しい問題なんです。新しく起つてきたやつた問題。いままでこれは十分検討されてなかったのです。だから、これからやはり検討し、そしてはっきりここで一つのこの財政法四條二項に基づく償還計画あるいは特例法に基づく償還計画というものをどういうふうにして出すのか、あるいはまたそれが大蔵大臣どうしてだめだと言ふなら、特に法律でどういうふうにかきめておるのですから、こうきめておるのはいいか悪い問題になるのですから、そういうものも含めて——しかし、もう法律にあるのですからこれは。現にあるのですから、これは守らなければなりません。ですから、どんなに困つても、どんなにむずかしいけれども、これは出さなければなりません。そうしなければ法律のたまえ上ごまかして通るわけにはいかないのです。だから、や

くましく言うのですよ。

諸外国の例、日本の外債、内国債の例も、償還計画というものは、政府が出した紙つべら一枚の満期が来ればそれだけの金額を払うというものは償還計画というものではないことが、内外の事例を通じていまははっきりしたわけですよ。そこで、大蔵大臣、どうするかということ伺います。

○国務大臣(福田勉夫君) これはこの間、予算委員会でもあなたからお話がありまして、書類の形式とすればあれはしょうがないような気がするのです。しかしながら、今度は白紙な考え方があるように考えられるのです。そこで、少し研究してみよう、こう思っているんですが、みんなが見てよくわかるように説明できるように、どうすればいいのかわかることを研究してみようと思つてます。

○木村福八郎君 なぜあなたは予算委員会ですう
いうふうに答弁されなかつたのですか。あれでよ
ろしいのだと思ひますと……。

○國務大臣(福田赳夫君) 形式的には、形式が
整つていないのじゃないか、こう言われると、形
式的にはこれは整つていないんだ、こういうふう
にお答えせざるを得ない。しかし、実体的に見ま
すときに、どうも実がない、こういうふうにか
えられますので、なおよく研究してみます。これは
大事な問題だと思ひます。

○木村福八郎君 それは大臣ね、あなたのお立
場もありますから、形式的にもまづいとは言えな
い、かまわなくても、だから、私は諸外国の例、
日本の例について伺つたわけですよ。形式的にも
外国債、内国債にちゃんとこういう償還計画があ
るのではありませんか。これが償還計画でしよう。す
から、形式的にも整つていないのですよ。これは一
つの盲点だつたわけですよ。大蔵大臣を責めるの
もお気の毒かもしれませんが、しかし、大蔵当局
として、まさかこういう問題が起つてくるとは
ちよつと考へなかつた。われわれもいろいろ伺
てみましたところ、この四二条二項を制定したそ
の御本人に、いろいろ大蔵当局は聞いてみたそう
ですよ。大蔵大臣も御存じださうです、名前を言
つて悪いけれども、しかし、本人自身がどうもこ
れはよくわからぬ、どうしてこれを入れたやつた
のか弱つてゐる、そういうことだつたという御報
告であつたのですよ、率直にいつて。ですから、
あまり立法者のそのときの考へ自体がはつきりし
ていないのです。これは非常に問題に思ひます
けれども、とにかくはつきりと法律に書かれてお
ります。

それから、また実質問題としても、これは重要
な問題だと思ひます。今後、巨額の公債を發行
するとすれば、公債の信用にも関することです
し、大蔵大臣、ひとつこれは至急考へて、そして
一月の十七日に参考人の御意見を聞き、十八日
にあらうというように新聞では伝えられてゐるん
ですが、それまでに何か研究してかっこうをつけ

る。この法律改正もできないでしよう。それか
ら、じゃあはつきりした償還計画を出す——困難
であつても何とか出さなければならぬのですか
ら、そこは筋の通るようになつて四二条に返るわ
けです。そしてこれは来年になりまして四二条に返るわ
けですから、四二条の二項もやはり問題になるので
すから、そのときまた蒸し返して、大蔵大臣を責
めるのも非常に氣の毒だと思ひますから……。

それから、じゃこれに關して、もう一つ借りか
えを行なうお考へがあるのですか。四十七年に満
期になりますね。二千五百九十億借りかえ。
○國務大臣(福田赳夫君) 今度出す四十年年度債、
これについては、ただいま借りかえを予想してお
りません。国債整理基金などいろいろ準備をして
置いておきまして、満期償還をするつもりです。
しかし、原則論としては、これは国債というもの
は常に借りかえというものがつきまとうわけ
です。しかし、この当該四十年年度のこの問題につ
きましては、満期償還をするという考へです。

○木村福八郎君 それから、次に伺ひますが、予
算の赤字の問題ですね、英語ではデフィシッ
ト。アメリカあたりでは、アメリカの一九六六年
ですね、いまの予算は赤字だといわれてゐます。
この赤字の中には公共事業費というものがも
含まれていると思ひます。どうですか。

○政府委員(岩尾一君) 先ほど申し上げましたよ
うに、全体の現金収支でございまして、實際上
支払い財源が不足したものを公債その他によつて
補てんするといふ形をとつておられますので、公共
事業費というものがあれば、そういうものにつ
いての支払い財源の不足というものが含まれるとい
うことは当然あり得ると思ひます。

○木村福八郎君 そうした場合に、大蔵大臣に伺
ひますが、四十年年度の二千五百九十億というこ
れは赤字であると思ひます、そういう通念から
いつて、で、アメリカだつて公債を發行して、あれ
は赤字公債だといわれてゐますよ、一般的に。そ
の中には、あの支出の中には公共事業費も入つて
いるのですかね。そういう場合、日本の二千五百九

十億も赤字とあなた認めないのですか。

○國務大臣(福田赳夫君) これは、いまアメリカ
の話が出ましたが、これはデフィシットはデ
フィシットですよ、日本だつて。それに対して公
債を發行する、これを赤字公債と呼ぶか、どうい
う名前をつけるか。これはあなたも赤字公債、赤
字公債と言ひますが、これは私は税収補てん公債
だつて、こういうまでの話であります。赤字公債と
いつて、何かいやらしいお名前があるもので、
私は赤字公債とは断じて言ひません。健全な公債で
ある、こう言つておるわけですよ。

○木村福八郎君 率直に伺ひますが、大蔵大臣は
赤字といふことを使うのを非常にちよちよさ
れて、いやがられてゐますが、その根拠は一体ど
こにあるのですか。社会的通念として、赤字とい
うものを、また財政学でもちゃんと使われてお
るのですよ。それなのに、特にあなたも赤字とい
ふことを非常に避けられる、ことをばすね。それ
は實際どこにあるのか、これははつきり聞いてお
きたい。といふのは、赤字といふことを使うと
何となく不健全な感じがする、財政が。建
設公債といふと、いかにもそれが非常にどん
たくさん出して、インフレを起こしても、建設公
債だから不健全でないといふように、ただ国民に
印象を与える、そういうだけなんですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 赤字公債といひます
と、使う人によりまして、二つのケースを考へて
おるのです。一つは、日銀引き受け、つまり市中
消化でない安易な方法で發行する。それからもう
一つは、経常費を支出するといふような意味の公
債ですね、それを考へておる。まあまだほかにも
あるかもしれないけれども、いづれにいたしま
しても、そういう意味じゃない、こういう響きが
あるわけですね。私は、赤字公債といふのはこれ
は俗稱でありまして、使う人がどういふ意味で
言ふのかわかりませんから、赤字公債とは私のこ
ととしては使われないことにしてゐるのです。つ
まり、使う人によつて、経常費をまかなうための
公債のことをさして赤字公債と言つてゐるのか、

あるいは日銀引き受け、つまり消化されないよう
な性格のものを言つてゐるのか、これはちよつと
わかりませんものだから、私としては率直に、
歳入の不足を補う公債だ、特に税収の減少に対処
する公債である、こう言つておるわけなんです。
もつと法律的にいへば、財政法第四條によらざる
公債である、こういうことなんです。

○政府委員(岩尾一君) ただいまの先生のお話、
ちよつと大臣の御説明を補足させていただきます
と思ひますが、普通に赤字公債と申します場合に
は、いま大臣がお話になりましたように、いろ
いろな意味に使われてゐると思ひます。そこで、
財政法第四條で、「国の歳入は、公債又は借入金
以外の歳入を以て、その財源としなければなら
ない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源
については、国会の議決を経た金額の範囲内で、
公債を發行し又は借入金をなすことができる。」
こういう規定がございまして。そこで、この場合の
第一項のほうの、まあいま大臣のおっしゃまし
たように、どんな財源にも使われ不特定の財源に
幾らでも使えるといふもののために出す公債が一
つ赤字公債じゃないか。ところが、ただし書きで
言つておる、財源を指定した公共事業費だけ
に出すといふのはこれは建設公債ではないかとい
う議論が一つ。それから、いま大臣のおっしゃ
いましたように、その引き受けの場合に、日銀が直
接引き受ける、これも赤字ではないかという議論
があるわけがございまして。

ところで、今回の特例法で出します公債は、ま
ずその使途につきまして税収の減だけに限つてお
ります。これはどんなものにも使つてよいとい
ふ金ではないので、税収減だけに充てるという特例
をしておるわけがございまして。そういう意味合
いで、われわれは財政法の改正ではなく、特に一般
原則の例外として特例法を出しておるわけであ
ります。

それから、いまお読みいたしました文句にご
さいますように、財源といふことを使つておりま
す。これはいろいろ学説があるかと思ひますけ

れども、現在のような歳入が足りなくなつたという場合に、財政法はどういう措置をとることを予定しておるのか、これは何にも規定がないわけでごさいます。そこで、われわれは、現在の財政法の精神からいいますと、歳出を切り詰め、まああるいは増税をするというふうなことでつづまを合わせなくちゃならないのではないかとこのように考へておるわけですが、まあ現在のうちに非常に大きな落ち込みでございまして、なかなか歳出を切るということもむずかしいございまして、大臣が再々御説明されておりますように、この状況で歳出削減するということは、経済に大きな影響を与えるという意味もございまして、そのために税収減という特別の使途に限って出す。しかも、それは財政法四條が予定しておる財源としてということ、まあはつきりは申し上げられませんが、むしろ前向きに、歳出と歳入というものを予算化する場合に、あいてるものを全部埋めるのだというふうな、そういう公債が四條一項が予定しておるものであって、歳入欠陥のために出すものはこれは予定をしていないとはつきり言い切れるところまではいきませんけれども、この条文の本来の趣旨ではないということから、そういう意味合いで、税収減に限ってこの歳入欠陥を埋めるものは四條の以外のものであるというふうに考へておるので、したがって、大臣がおっしゃいましたように、これは税収補てん公債であつて、四條一項に言うような赤字公債でもないし、日銀引き受けの赤字公債でもないというところでごさいます。

○木村福八郎君 これは経常収支の場合、税収が不足した場合にもこれは赤字が出ますね。また、歳出を不当にふやして、そして税収の落ち込みがなくとも赤字が生ずる場合もありますよ。いずれにしても赤字に違ひないですよ。で、特に公債発行する場合、減税の補てんである補てんであると言いますけれども、実際問題としてそんなことは、財源が御承知のようにブールされてるんですから、さつき大蔵大臣言われました、総合的に

考へるべきものなんですよ。そうなりますと、これは予算全体の不足なんであつて、それが税収の落ち込みによつて歳出が不当に大きかつたことによつて、それはいいですね。聞かないんです。どつちでも赤字は赤字なんですよ。ですから、それに見合う公債発行は赤字公債であるかと思ふんです。

その議論はまたあとでも残つておるんですが、一応質問を進めるために、もし四十一年度で四十年度と同じように公共事業費について公債を発行しないという前提で予算を組んだ場合、どのくらい赤字になりますか、いまのところでは。

○国務大臣(福田赳夫君) それは予算の組み方で、これは組み方によつて変わつてくるので、歳入不足の状態にもなし得るし、あるいは均衡の状態にもなし得るし、それは幾らでも方法があるわけですよ。ただ、それが経済の事情と合はぬ、国政の状態にふさわしくない、こういう問題が起つてきますけれども、均衡させようとするば、これは幾らでも手段はあります。公共事業費を大いに削減するとか、あるいは減税計画をやめちゃうとか、あるいは増税をするとか、幾らでも方法はあつたのであります。四十一年度どうなるか、こうおっしゃられましたも、それは答えようがないわけですよ。

○木村福八郎君 そういう御答弁のしかたをするものじゃないと思ひます。私も質問のしかたが悪かつたかもしれないが、すでに大体減税は、きょうも発表されましたね、税制調査会で、平年度大体三千億程度ですね。公債は大体七千億ぐらい。これは自民党の方針でなければ、しかし、大体大きなワグが二つ出ているわけですよ。税収も大体四十一年の一〇%増。これは当初予算の千億ぐらい見込まれてるんですよ。そうなつてくると、大体わかつてくるでしょう。それで大蔵省の頭のいい人が作業できないはずがない。それだけの材料を与えて、もし公債を発行しないとすればどのくらいの赤字になるかということを出てこなければならぬわけですよ。

○国務大臣(福田赳夫君) 公債を発行いたさないとするか、公債を取り止めただけの財源が不足するわけですよ。

○木村福八郎君 そうすると、七千億ぐらいの歳入不足ですよ。不足です。そうすると、佐藤総理大臣が衆議院で、もう再び四十年度のような赤字公債は出さぬと言つたでしょう。これは特例法に基づくような赤字は出さぬということですよ。特例法に基づく赤字は公共事業費というものを公債に依存してないで、四十年度は、だから、四十一年度で公債に依存しないとするば、七千億の赤字が出る、そういう赤字公債を発行しないということと同じことなんです。だから、総理大臣の今後赤字公債発行しないということは、つまり特例法に基づくような赤字公債を発行しないということだったんですよ。それで、この公共事業費を公債に依存しなかつたから出てきてるんですよ。それで、だから、四十一年度は公共事業費を公債に依存しないとするば、どのくらいの赤字が出るかといふは、大体公債発行を予定しているだけの赤字だとあなたはおっしゃるのです。そうすれば赤字公債じゃないですか。そうすればやはり特例法に基づく赤字公債と同じじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 総理大臣が言つておられますのは、税収不足を補うような、つまり財政法第四條によらざる公債はもう今年度限りですと、四十一年度以降は財政法四條に基づく公債を発行しますと、こういうことを言つておられるのです。

○木村福八郎君 だから、特例法に基づくような公債は発行しないというのでしょ。特例法によつて。特例法が出てくるのですよ。特例法によつて赤字公債を出しているのではありません。特例法によつてですよ。つまり四條によつてやらないのですよ。ね。四條の特例法によつて二千五百九十億という公債を発行しているのではありません。そういうような公債は発行しないというのです。それで、そうしたら、四十一年度もこの特例法のほう

は——公共事業というものは公債発行の対象になつていないのですから、それで、そこで赤字が出たのですから、そういう赤字は出さぬということ、四十一年度も公共事業費を公債に依存しないで出てくる赤字と同じことじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) いや、違ひなんです。四十年度の公債はあくまでも第四條の特例なんです。それから、四十一年度以降に考へておられますのは、財政法第四條による公債なんです。そこに本質的な違いがある。実体的にはどういふ違いがあるかといふことをつけ加えますと、四十年度も、木村さんのように法律に詳しい、また財政、経済に明るい人でありまして、何も特例を設けぬでもいいじゃないかと、公共事業費が四十年度予算の中にもあるじゃないか、それを引き当てとして公債を出したらいいじゃないか、こういう議論をされることになるかと思ふのです。しかし、これは私はどうもこじつたところ、こういうふうな思ひわけです。つまり四十年度になぜ公債を出さなければならなかつたかといふと、はからざる経済不況で税収が落ち込んだと、そのために出すんだと、つまり公共事業を対象とするという考え方と実質的に非常に違ひます。その実質的に違ひ点をちゃんとつかまなきやいかぬ。これを公共事業費が六千億も四十年度予算の中にあるのですから、その財源として公債を出すというふうな構成をすべきじゃなく、すなわちいさつて是認して、第四條じゃないのですと、これはまあ税の落ち込みに対してやむを得ず出す公債ですという法律構成を考へべきである、こういうまあ私のほうからいへばきつめて民主的な考え方によりまして御審議をお願いしたいと、こういう結論になつたわけなんです。

○木村福八郎君 その点はわかります。それなら、そういう公債を発行しなけいけいというものがこの四條の規定なんですよ。ですから、もうそれは正直でいいと思ふのです、大蔵省の考え方、もし、へ理屈をつけようと思へばつけられな

いこともないですね。財源はプールされているのですからね。だから、この赤字公債の中には、財源の中でほかの税金をよそのほうに、公共事業以外のほうにどんどん使っちゃって、公共事業が足らなくなったから二千五百九十億の公債を発行するのだと、だからこれは四條違反でないという説明をつけようと思えばつけられないこともないですね。しかし、それじゃいけないから、はっきりと特例法を出したと、こうおっしゃるのでしよう。それは正直でいいのですよ。しかし、そういうことをやっちゃいけないというのが四條の規定なんですよ。だから、そこまで考えられたら、なせもつとほんとうの四條を守るような努力をしなかつたかということを言いたいのです。

それから、いまのお話ですと、これは四十一年度の公債発行にもつながるわけですね。それは建設公債と名前が呼んでも、実際財源というものはプールされるのですから、どうでも理屈がつくんです。これを軍事公債、防衛費のための公債であるという理屈もつくだすよ。税金を公共事業のほうにうんと先に使ってしまったから、防衛費とかその他の費用が足りなくなるのでしよう。だから、そのための公債発行だという理屈もつかないことはないでしよう。ですから、特定の支出について、これが、そのための財源だとは言えないと思うのですよ。もう財源というのは、財源はプールされてしまふのですから。公債発行で出てきた、集まったお金、この一万円札は防衛費に使う——それは色がついているわけじゃないんですよ。防衛費のための一万円札なんて書いてないですよ。これは社会保障費に使うなんて書いてないでしよう。みんなプールして考えれば、結局赤字なんですよ。ですから、四十年度の赤字公債と四十一年度の赤字公債を区別すること自体が、財政の実態からいくとおかしいですよ。やっぱり赤字公債には違いないです、両方。

それをなぜ政府が、赤字公債であるが、赤字公債を発行せざるを得ないんだと。しかし、赤字公債を発行しても市中消化ならばインフレにならない

いとか、しかし赤字公債であるから、これは好ましいものじゃないから、むやみにこれを発行してはいけない、そういうふうな考え、そうすれば、なるべく赤字なんだから、これは発行しないように努力する。歯どめのほうに向くんですよ。ところが、建設公債だということになると、建設的だからどんどん出してもいいような、そういうムードになる。歯どめとは逆のほうに行ってしまう、心理的に。ですから、赤字公債なんだと。だから、これはむやみに発行できないんだ、こういうふうに観念して発行するのと、いやこれは建設公債だからどんどん発行しても弊害がないと観念して発行するのと、非常に違うのです。

私も公債発行には反対だけれども、われわれが反対しても発行にどうしても踏み切る方向になってきているようですから、発行される場合には弊害がないようにわれわれは努力しなければならぬ。その場合の心がまえの問題、それにはやはり赤字と観念すべきですよ。赤字でないようにいろいろ理屈をつけて、もう実にめんどろな説明されているのですが、ようやくまあここまで来たんですけれどもね、その点、率直に、大蔵大臣、言っていたください。

○国務大臣(福田赳夫君) 木村委員の御見解はよくわかります。公債を発行する以上、公債のやり方についてはできる限り注意をしてやれ、まことにごもつともな意見と思うんです。ただ、あなたのおっしゃるようなやり方ではないかと、それは財政法第四條の公債じゃもうありませんね。何か一般財源を補てんをするような公債だから気を付けて、こういうような御趣旨になってくるわけですね。私は、財政法というものはこれは尊重すべきものである。しかも、財政法第四條においては公債を発行することを認めている。その認めている方式に従って公債を発行するのだから、これが一番私はすなおな行き方じゃあるまいか、そういうふうに考えているわけなんです。財政法第四條を無視して、そうして別の観念をつくって公債を厳密に運営しているという考え方よりは、

財政法にのっとって、そうしてこれを厳格に規制していくというほうがいいんだ、こういう考え方がいいです。

○木村福八郎君 もう時間ありませんからやめますが、一言だけ。大蔵大臣、私は財政法第四條は、その規定によってやらねばならぬことはもちろんです。改正しない以上は。しかし、あの四條の規定は非常に不備であるということ、どうでも理屈がつくのです。先ほどお話ししたように、公共事業費のための公債発行というけれども、それは財源として見たときはどうでも理屈がつくのです。防衛費その他のほうへたくさん使っちゃって公共事業費が足りないから公債を発行するという場合に、四條にのっとったように見えるのです。ところが、今度公共事業費のほうにうんと税金使っちゃって、それで財源足りないという場合に、その公債は軍事公債、防衛費の公債とも解釈できるのです。ですから、あの規定自身が非常に不備なんです。あれは何か歯どめになるようにわれわれ見たのです、最初は。ところが、いろいろ考えてみると、どうでも理屈がつくのです。これではやはり歯どめにならぬ、こういう意味では御質問しているわけなんです。きょうはまあこの程度でやめます。

○委員長(西田信一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(西田信一君) 速記を起こして。他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日のところの程度にとどめたいと存じます。が、よろしくごさいますか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。それでは、次回は来たる一月十六日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十二分散会
十二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十年における財政処理の特別措置に関する法律案
(予備審査のための付託は十二月十四日)

一、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案
(予備審査のための付託は十二月二十三日)

一、石油ガス税法案
(予備審査のための付託は十二月二十七日)

昭和四十年における財政処理の特別措置に関する法律案
昭和四十年における財政処理の特別措置に関する法律

第一条 この法律は、最近における経済情勢にかえり、昭和四十年における租税収入の異常な減少等に対処するため、必要な財政処理の特別措置を定めるものとする。
(公債の発行)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四條第一項の規定にかかわらず、昭和四十年の一般会計補正予算(第三号)において見込まれる租税及び印紙収入の減少を補うため、同予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 政府は、前項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

3 第一項の規定による公債の発行は、同項の議決を経た金額のうち昭和四十年の一般会計の歳出予算の翌年度繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、昭和四十一年度において行なうことができる。

(交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例)
第三条 昭和四十年の交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号。以下「法」という)第四條の規定による一般会計か

らの繰入金の額の算定については、同年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、同年度の一般会計の当初予算に計上されたところによる。

2 昭和四十一年度以降の各年度分の法第四条の規定による一般会計からの繰入金の額の算定については、昭和四十年年度分の地方交付税に相当する金額は、同年度の一般会計の当初予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十九・五に相当する金額の合算額とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金)

第四条 交付税及び譲与税配付金特別会計においては、昭和四十年年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、法附則第十五項の規定によるほか、三百億円を限り、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計においては、昭和四十一年度から昭和四十六年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、法附則第十五項の規定によるほか、前項に規定する金額から、次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる下欄に掲げる金額を順次控除して得た額を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	金 額
昭和四十一年度	十億円
昭和四十二年度	三十億円
昭和四十三年度	三十億円
昭和四十四年度	三十億円
昭和四十五年度	六十億円
昭和四十六年度	七十億円

3 法附則第十六項から第十八項まで及び第二十項の規定は、前二項の規定による借入金並びに

その償還金及び利子について準用する。
(交付税及び譲与税配付金特別会計の支出する地方交付税交付金の額の特例)

第五条 昭和四十一年度から昭和四十七年度までの各年度においては、法第三条に規定する地方交付税交付金のうち地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六条の規定に係るものは、昭和四十一年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十年法律第 号)第一条第一項及び第二条第一項の規定による当該年度分の地方交付税の総額の交付金とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「起債、」を「発行価格、利率、償還期限其ノ他起債ニ関シ必要ナル事項並ニ」に、「関スル取扱手続」を「関シ必要ナル事項」に、「定メ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム」を「定ム」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ国債ニ関スル事務ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ取扱ハシム
第一項ノ規定ハ借入金及一時借入金ノ借入、元金償還及利子支払ニ付之ヲ準用ス

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「は、昭和三十九年度から昭和四十四年度までの各年度において」を「のうち地方交付税法第六条の規定に係るものは、昭和三十九年度においては」に改め、「及び第二条」を削る。

1 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案
政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和四十年年度において、一般会計から、十六億三千百万円を限り、

この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(小字及び一は衆議院修正の部分)

石油ガス税法案

目次

第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 課税標準及び税率(第九条―第十条)
第三章 免税及び税額控除等(第十一条―第十五条)
第四章 申告及び納付等(第十六条―第二十条)
第五章 雑則(第二十一条―第二十七条)
第六章 罰則(第二十八条―第三十一条)
附 則

第一章 総 則

(趣旨)
第一条 この法律は、石油ガス税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他石油ガス税の納税義務の履行に必要事項を定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 石油ガス 炭化水素(炭化水素とその他の物との混合物でその性状及び用途が炭化水素に類するものを含む)で温度十五度及び一気圧において気状のもの(一分子を構成する炭

素の原子の数が二個以下のものを主成分とするものを除く)をいう。
二 自動車 原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条又は架線を用いないものをいう。
三 自動車用の石油ガス容器 石油ガスの容器のうち、当該容器に充てんされる石油ガスを自動車の燃料の用に供するための機能を有するもので政令で定めるものをいう。
四 石油ガスの充てん場 自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする場所をいう。
五 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。

(課税物件)
第三条 自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス(以下「課税石油ガス」という)には、この法律により、石油ガス税を課する。
(納税義務者)
第四条 石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんする者(以下「石油ガスの充てん者」という)は、その石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

2 課税石油ガスを保税地域から引き取る者は、その引き取る課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。
(移出又は引取り等とみなす場合)
第五条 石油ガスの充てん場において課税石油ガスが消費される場合には、当該石油ガスの充てん者がその消費の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することができない場合には、その消費者を石油ガスの充てん者とみなし、当該消費者がその消費の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなして、この法律(第十六条、第十八条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則

を除く。)を適用する。

2 保税地域において課税石油ガスが消費される場合には、その消費者がその消費の時に当該課税石油ガスをその保税地域から引き取るものとみなす。

3 関税法第六十一条第一項(保税工場外における保税作業)の許可を受けて同項の規定により指定された場所に搬入された課税石油ガスが、同項の規定により指定された期間内に、その場所において消費される場合には、当該消費を保税地域における消費とみなして、前項の規定を適用する。

4 石油ガスの充てん場に現存する課税石油ガスが滞納処分(その例による処分を含む)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該石油ガスの充てん者がその換価の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。

5 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた場合において、課税石油ガスが当該石油ガスの充てん場に現存するときは、当該石油ガスの充てん者が当該充てんを行なわないこととなつた日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、その石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

6 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る課税石油ガスについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その石油ガスの充てん場であつた場所をなお石油ガスの充てん場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該課税石油ガスがその場所

に現存するときは、当該石油ガスの充てん者がその日の前日に当該課税石油ガスを当該石油ガ

スの充てん場から移出したものとみなす。

(石油ガスの充てん者等とみなす場合)
第六条 課税石油ガスが石油ガスの充てん場から移出された場合において、その移出につき、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することができないときは、当該課税石油ガスを移出した者を石油ガスの充てん者とみなして、この法律(第十六条、第十八条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

2 自動車用の石油ガス容器以外の容器に充てんされている石油ガスを自動車の燃料として消費するため当該石油ガスが充てんされている容器を自動車に取り付けた者があるときは、その者を石油ガスの充てん者と、その石油ガスを課税石油ガスと、その取付けを石油ガスの充てん場からの移出とみなして、この法律を適用する。

(適用除外)
第七条 石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガス(当該移出又は引き取りに係る石油ガスを免除されたもの及び石油ガスの充てん場に戻し入れられ、又は移入され現に当該石油ガスの充てん場にあるものを除く。)が、他の自動車用の石油ガス容器に充てんされる場合には、この法律を適用しない。

(納税地)
第八条 石油ガス税の納税地は、石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスに係るものについては、当該石油ガスの充てん場の所在地とし、保税地域から引き取られる課税石油ガスに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。ただし、第六条第二項の規定に該当することその他の理由により本文の規定により難い場合として政令で定める場合における石油ガス税の納税地は、政令で定める。

第二章 課税標準及び税率
第九条 石油ガス税の課税標準は、石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る

課税石油ガスの重量とする。

2 課税石油ガスで容量により計量されているものについては前項の重量の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(税率)
第十条 石油ガス税の税率は、課税石油ガス一キログラムにつき、十七円五十銭とする。

第三章 免税及び税額控除等
(輸出免税)
第十一条 石油ガスの充てん者が輸出する目的で課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出する場合には、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。)に、当該課税石油ガスの輸出に關する明細書及び当該課税石油ガスが輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情により同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 第一項の移出をした課税石油ガスを輸出する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失場所のもよりの税務署又は税関の税務署長又は税関長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

(移出に係る課税石油ガスの特定用途免税)
第十二条 石油ガスの充てん者が工業用その他の用途で政令で定めるものに供される課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場から当該用途に

供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。)に、当該課税石油ガスの移出に關する明細書及び当該課税石油ガスが前項に規定する用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第七項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項の規定に該當する課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入した者は、当該課税石油ガスの移入の目的、重量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に、その移入をした日から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)に提出しなければならない。

5 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、同項に規定する課税石油ガスを他の石油ガスと區別して蔵置すべきことを命ずることができる。

6 第四項に規定する者は、同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡ししてはならない。ただし、当該課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡すことについてやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 第四項に規定する者が同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、所轄税務署長は、その者から

当該消費又は譲渡に係る石油ガス税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する事実(第三項において準用する前条第三項の承認があつた場合には、同項に規定する期限までに同項に規定する書類が提出されなかつた事実)が生じている場合は、この限りでない。

(引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税)

第十三条 前条第一項に規定する用途に供する課税石油ガスを、保税地域から引き取り取り出す場合において、当該引き取り取り出す者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該課税石油ガスを引き取り取り出すときは、当該引き取りに係る石油ガス税を免除する。ただし、第五項本文の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 税関長は、前項の承認をする場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該課税石油ガスが同項に規定する用途に供する場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請者が第二十一条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認をしてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項に規定する用途に供する場所について、石油ガス税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認をしないことができる。

5 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスについて、第二項の規定により税関長が指定した期限までに同項に規定する証明書の提出がないときは、当該承認を受けて課税石油ガスを引き取つた者から直ちにその石油ガス税を徴収する。ただし、第七項において準用する前条第七項本文の規定の適用が既にあつた場合は、この限りでない。

6 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合においては、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもちて第二項に規定する証明書を代えることができる。

7 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

(免税の表示)

第十四条 第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に該当する課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出し、又は前条第一項の承認を受けて課税石油ガスを保税地域から引き取り取り出す者は、政令で定めるところにより、当該課税石油ガスの容器に当該課税石油ガスが第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に該当するものである旨又は当該承認に係るものである旨の表示をしなければならぬ。

(戻入れの場合の石油ガス税の控除等)

第十五条 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスを、当該石油ガスの充てん場に戻し入れた場合には、当該石油ガスの充てん者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。次項。において同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既にこの項、次項。又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。同項において同じ。)に相当する金額を控除する。

2 石油ガスの充てん者が他の石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場に

移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。において、当該課税石油ガスをその移出した石油ガスの充てん場から更に移出するときは、その者が当該移出の日の属する月分の次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該他の石油ガスの充てん場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項。又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。において、当該石油ガス税額を控除する。

3 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の徴収をすることができなくなつた場合において、当該徴収をすることができなくなつたことに正当な理由があることについて、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該承認を受けた日の属する月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該徴収をすることができなくなつた販売代金に係る課税石油ガスの数量に対する石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に第一項、前項、この項又は第五項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。として政令で定めるところにより計算した金額を控除する。

14 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器へ

15 第一項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする石油ガスの充てん者は、(第三項の規定の適用を受ける者を除く。において、当該課税石油ガスが同項に規定する用途に供する場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該課税石油ガスを保税地域から引き取り取り出すときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

16 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業(対価を受けるかどうかを問はず、反覆して石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんすることという。以下同じ。)を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れたときは、又はそ

の石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた後(第五条第五項ただし書の承認を受けた場合には、同条第六項に規定する期間の経過後)当該石油ガスの充てん場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該課税石油ガスを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

7 第三項の規定の適用を受けた者が同項の規定の適用を受けた課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の徴収をしたときは、当該徴収をした販売代金に係る課税石油ガスの数量として政令で定めるところにより計算した数量の課税石油ガスを、当該徴収をした時に、その者が当該課税石油ガスを充てんして同項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。この場合において、当該移出したものとみなされた課税石油ガスに課されるべき石油ガス税の税率は、当該課税石油ガスにつき第三項の規定により控除された石油ガス税額の計算の基礎となつた税率とする。

16 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業(対価を受けるかどうかを問はず、反覆して石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんすることという。以下同じ。)を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れたときは、又はそ

の石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた後(第五条第五項ただし書の承認を受けた場合には、同条第六項に規定する期間の経過後)当該石油ガスの充てん場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該課税石油ガスを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

被相続人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスの相続人が当該移出をしたものとみなして、第三項の規定が適用される事案が生じたとき、第一項から前項までの規定を適用する。

17 前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

18 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限から一月を経過する日

二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

第四章 申告及び納付等

（移出に係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告）

第十六条 石油ガスの充てん者は、その石油ガスの充てん場ごとに、毎月（当該石油ガスの充てん場からの移出がない月を除く）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスの重量

二 第十一條又は第十二條の規定による石油ガス税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする課税石油ガスの重量

三 第一号の重量から前号の重量を控除した重量（以下「課税標準重量」という。）

四 課税標準重量に対する石油ガス税額

五 前条第一項、第二項若しくは第四項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油ガス税額（前号に掲げる石油ガス税額のうち既に確定したものを含む）

六 第四号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除した金額に相当する石油ガス税額（以下「納付すべき税額」という。）

七 第四号に掲げる石油ガス税額から第五号に掲げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 前条第一項又は第四項の戻入をした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入をした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

3 第一項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて石油ガス税を免除された課税石油ガスについては、適用しない。

（引取りに係る課税石油ガスについての課税標準の申告）

第十七条 課税石油ガスを保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る課税石油ガスに係る前条第一項第三号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（移出に係る課税石油ガスについての石油ガス税の期限内申告による納付）

第十八条 第十六条第一項の規定による申告書を提出した石油ガスの充てん者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する石油ガス税を、国に納付しなければならない。

（引取りに係る課税石油ガスについての石油ガス税の徴収等）

第十九条 保税地域から引き取られる課税石油ガスに係る石油ガス税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2 第五條第一項ただし書又は第六條第一項の規定に該当する課税石油ガスに係る石油ガス税は、これらの規定に規定する石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長が、その移出をした日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

（納期限の延長）

第二十条 石油ガスの充てん者が、第十六条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出した場合において、第十八条の規定による納期限までに納期限の延長についての申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を政令で定めるところにより提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する石油ガス税の納期限を延長することができる。

2 課税石油ガスを保税地域から引き取りようとする者が、第十七条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該課税石油ガスに係る石油ガス税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する石油ガス税の納期限を延長することができる。

第五章 雑則

（保全担保）

第二十一条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、石油ガス税の保全のために必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、石油ガスの充てん者又は課税石油ガスを保税地域から引き取る者に對し、金額及び期間を指定して、石油ガス税につき担保の提供を命ずることができる。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

（自動車用の石油ガス容器である旨の表示）

第二十二条 自動車用の石油ガス容器の所有者は、その自動車用の石油ガス容器の見やすい所に、その容器が自動車用の石油ガス容器であることを表示しなければならない。

（開扉等の申告）

第二十三条 石油ガスの充てん業をしようとする者（保税地域において、関税法第二條第三号（定義）に規定する外国貨物に該当する課税石油ガスに係る石油ガスの充てん業のみをしようとする者を除く。以下同じ。）は、その石油ガスの充てん場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。石油ガスの充てん業を廃止し、又は休止しようとする場合も、また同様とする。

2 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を書面で所轄税務署長に申告しなければならない。

3 相続により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その石油ガスの充てん場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされ

たときは、当該相続があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

4 前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替へるものとする。

(記帳義務)

第二十四条 石油ガスの充てん者、課税石油ガスの販売業者及び第十二条第一項又は第十三条第一項に該当する課税石油ガスの移入をした者は、政令で定めるところにより、石油ガスの受入れ及び払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならぬ。

(申告義務等の承継)

第二十五条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

- 一 第十六条第一項の規定による申告の義務
- 二 前条の規定による記帳の義務

(当該職員の権限)

第二十六条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、石油ガス税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 第二十四条に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充てん者に供給する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する石油ガス、石油ガスの容器、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 二 課税石油ガスを保税地域から引き取る者に対して質問し、又はその引き取る課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する石油ガ

ス又は前号に規定する課税石油ガスについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査し、又はこれらを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

- 2 当該職員は、石油ガス税に関する調査について必要がある場合には、第二十四条に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充てん者に供給する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の石油ガスの充てん若しくは取引又は消費に関し参考となるべき事項を諮問することができる。
- 3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第四条、第十二条第七項本文及び第十六条から第十九条までの規定は、適用しない。
- 4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(保税地域に該当する石油ガスの充てん場)

第二十七条 石油ガスの充てん場が保税地域に該当する場合には、この法律の適用上、関税法第二十四条第四号（定義）に規定する内国貨物に該当する課税石油ガスについては、その石油ガスの充てん場を保税地域に該当しない石油ガスの充てん場と、その他の課税石油ガスについては、その石油ガスの充てん場を石油ガスの充てん場でない保税地域とみなす。

第六章 罰則

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により石油ガス税を免れ、又は免れようとした者
- 二 偽りその他不正の行為により第十五条第三

項又は第四項の規定により還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る課税石油ガスに対する石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、十萬元以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十二条第六項本文（第十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者
- 三 第十七条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第三十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者
- 二 第十四条の規定による表示をしなかつた者
- 三 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者
- 四 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

五 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年一月一日から施行する。ただし、第二十二條の規定は、同年二月一日から施行する。

(税率の暫定的軽減)

2 次の各号に掲げる期間内に石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られる課税石油ガスに課せられるべき石油ガス税の税率は、第十条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

- 一 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から昭和四十一年十二月三十一日まで、課税石油ガス一キログラムにつき五円
- 二 昭和四十二年一月一日から同年十二月三十一日まで、課税石油ガス一キログラムにつき十円

(経過規定)

12³ この法律の施行の際現に石油ガスの充てん業をしていゝる者で引き続き当該石油ガスの充てん業をしようとするものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から一月以内に、その石油ガスの充てん場ごとに、その石油ガスの充てん場の位置その他政令で定める事項を当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

- 13⁴ 前項の規定による申告をした者は、施行日において、第二十三條第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。
- 14⁵ 第二項及び第三十條第三号の規定は、第二項に規定する者で施行日から一月以内に同項の石油ガスの充てん業を廃止することとなるものについては、適用しない。

(関係法律の一部改正)

15⁶ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「若しくはトランプ類の製造者」を、「石油ガス若しくはトランプ類の製造者（石油ガスについては、石油ガスの充てん者。以下この条において同じ。）」に改め、「地方道路税」の下に、「石油ガス税」を加え、「若しくはト

ランブ類(以下「被災酒類等」と総称する。))を「石油ガス若しくはトランプ類(以下「被災酒類等」と総称する。))に改め、同条第二項中「揮発油税法第十七条第一項又は第四項の規定に係る部分に限る。))の下に「石油ガス税法第十五条第一項。若しくは第四項」を加える。

67 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加える。

178 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法(昭和三十年法律第四号)」の下に「石油ガス税法(昭和四十年法律第 号)」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

(石油ガス税法の特例)

第十条の二 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて石油ガスの充てん場から移出する石油ガス税法に規定する課税石油ガスで次に掲げるものについては、政令で定める手続により、石油ガス税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの。

二 個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をするために消費するもの。

2 第九条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた課税石油ガスで所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。この場合において、第九条第二項中「製造者」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と、

「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と読み替えるものとする。

111 第十一条第一項中「前二条」を「第三条」に、「又は揮発油税及び地方道路税を」と、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税に、「物品又は揮発油を」と物品、揮発油又は課税石油ガスに、「第九条第一項各号及び」を「第九条第一項各号、第十条第一項各号又は」に改め、同条第二項中「物品又は揮発油を」と物品、揮発油又は課税石油ガスに改め、「第九条第一項各号」の下に「第十条第一項各号」を加え、「第九条第一項又は」を「第九条第一項、第十条第一項又は」に改め、揮発油税額及び地方道路税額を、「揮発油税額及び地方道路税額又は石油ガス税額」に、「又は揮発油税及び地方道路税を」と、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税に改める。

189 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百一十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法(昭和三十年法律第四号)」の下に「石油ガス税法(昭和四十年法律第 号)」を加える。

第七条中「地方道路税」の下に「並びに石油ガス税」を加え、「製造された」を「製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた」に改める。

1910 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

11011 第一百九条中「地方道路税」の下に、「石油ガス税」を加える。

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「地方道路税」の下に、「石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税を」、「地方道路譲与税の譲与金」の下に「石油ガス譲与税法(昭和

和四十年法律第 号)による石油ガス譲与税の譲与金」を加える。

1112 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第一百一十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法(昭和三十年法律第四号)」の下に「並びに石油ガス税法(昭和四十年法律第 号)」を加える。

第二条第一項中「若しくは地方道路税を」と、地方道路税若しくは石油ガス税に改め、「製造場」の下に「(石油ガス)については、石油ガスの充てん場。以下同じ。」を加える。

第四条第二項中「及び揮発油税法第十二条の二第一項」を、「揮発油税法第十二条の二第一項及び石油ガス税法第十九条第一項」に改める。

第五条第一項中「又は揮発油税及び地方道路税を」と、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税に改め、「製造者」の下に「(石油ガス)については、石油ガスの充てん者」を加え、「又は揮発油税及び地方道路税を」と、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税に改め、同条第二項中「又は揮発油税及び地方道路税を」と、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税に改め、揮発油税法第三章又は石油ガス税法第三章に、「又は揮発油税及び地方道路税を」と、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税に改め、揮発油税法第三章又は石油ガス税法第三章に、「又は揮発油税及び地方道路税を」と、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税に改める。

1213 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法(昭和三十年法律第四号)」の下に「石油ガス税法(昭和四十年法律第 号)」を加える。

第三条第一項中「地方道路税法」の下に「石油ガス税法」を加え、同条第二項中「又は第十條第一項第一号」を、「第十條第一項第一号又は第十條の二第一項第一号」に、「又は地方道路税」

を「及び地方道路税又は石油ガス税に」、「又は揮発油を」と、揮発油又は課税石油ガスに、「又は第十條第二項」を、「第十條第二項又は第十條の二第二項」に改める。

1314 輸出入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法(昭和三十年法律第四号)」の下に「石油ガス税法(昭和四十年法律第 号)」を加える。

第二条第一号中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加え、同条第二号中「又は」を「石油ガス税法第三条(課税物件)に規定する課税石油ガス又は」に改める。

1415 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「揮発油税の収入額の予算額」の下に「の全額及び石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の予算額」という。))」を、「揮発油税等の収入額の予算額」の下に「の全額及び石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の予算額」という。))」を加え、同項第一号及び第二号中「揮発油税を」と揮発油税等」に改める。

1516 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「揮発油税の収入額に相当する金額」の下に「及び石油ガス税の収入額の二分

の二に相当する金額」を加える。

h6¹⁷ 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)

の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」の下に「石油

ガス税」を加える。

h7¹⁸ 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の

一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」の下に「石油

ガス税」を加える。

第十五条第二項第六号中「製造場」の下に「石油

ガス税」については、石油ガスの充てん場とする。

昭和四十一年一月八日印刷

昭和四十一年一月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局